

## モニタリングの現状について

2011年3月17日 17:00 現在  
原子力安全委員会

### ● 福島第一モニタリングデータ (資料1-1、資料1-2)

放射線レベルは高いものの3/16 9:30以降3/17 15:30までのデータではピークを生じていません。なお、正門付近(2号機より西南西約1.0km)、体育館付近(2号機より西北西約0.9km)、西門付近(2号機より西約1.1km)で移動しつつ測定を行っています。

### ● 福島県内 モニタリングデータ (資料2)

福島市における3/17 12:00の線量は $12.5 \mu\text{Sv/h}$ であり、ただちに人体に影響を及ぼすものではありません。線量率は降雨と風向きによって影響を受けております。福島市では15日に降雨があり、その影響により高くなったものと思われま

す。なお、雨水等の付着により測定器自体の汚染が生じている可能性が否定できないため、福島県に対し、別の測定器により測定するか、測定器を洗浄した後に測定するか、あるいはクロスチェック(比較分析)を実施する等し、その結果を踏まえて評価を行う必要がある旨助言しています。

### ● 茨城県、山形県、青森県内 モニタリングデータ (資料3)

福島第一発電所の影響を受けて、線量が上がっておりますが、直ちに健康に影響のあるレベルではありません。

### ● 上水分析データ (福島市内) (資料4)

3/16 8:00のデータでは、少量の汚染が認められたが、それ以降の測定では検出されない、または10分の1以下に低下しており、健康に影響を及ぼすものではありません。

### ● 野菜分析データ (福島県内) (資料5)

放射能濃度は「飲食物摂取制限に関する指標」を上回っており、露地栽培の薬物の野菜については摂取制限を考慮する必要があります。

「飲食物摂取制限に関する指標」は、1年間継続して摂取した場合に実効線量で $5\text{mSv}$ となる摂取量に相当する値ですので、より詳細な食物サンプリング結果を踏まえて評価を行うことが必要です。

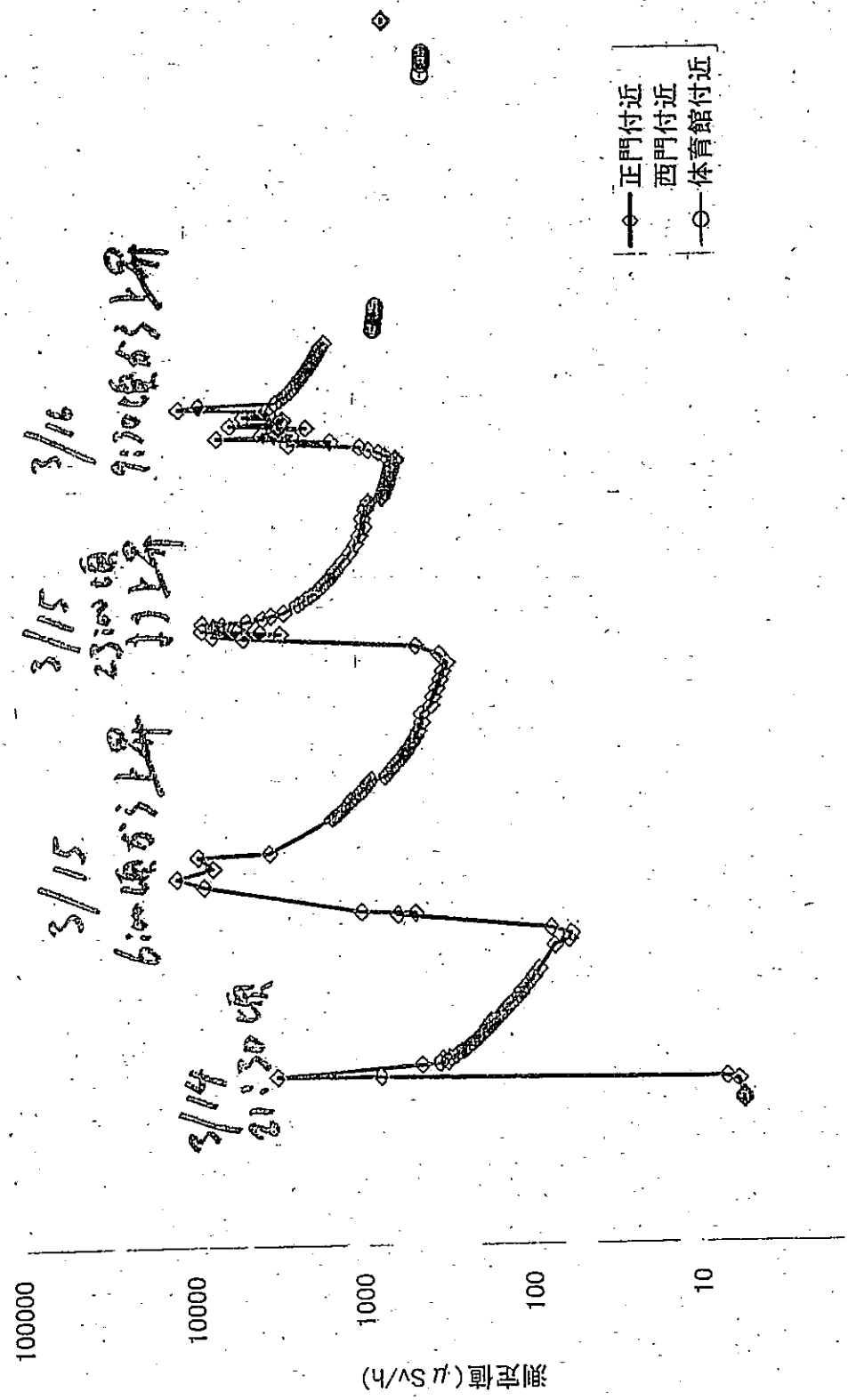
3号 2-10白橋

?

2号 2号 4号 F/B 穴

2号 穴

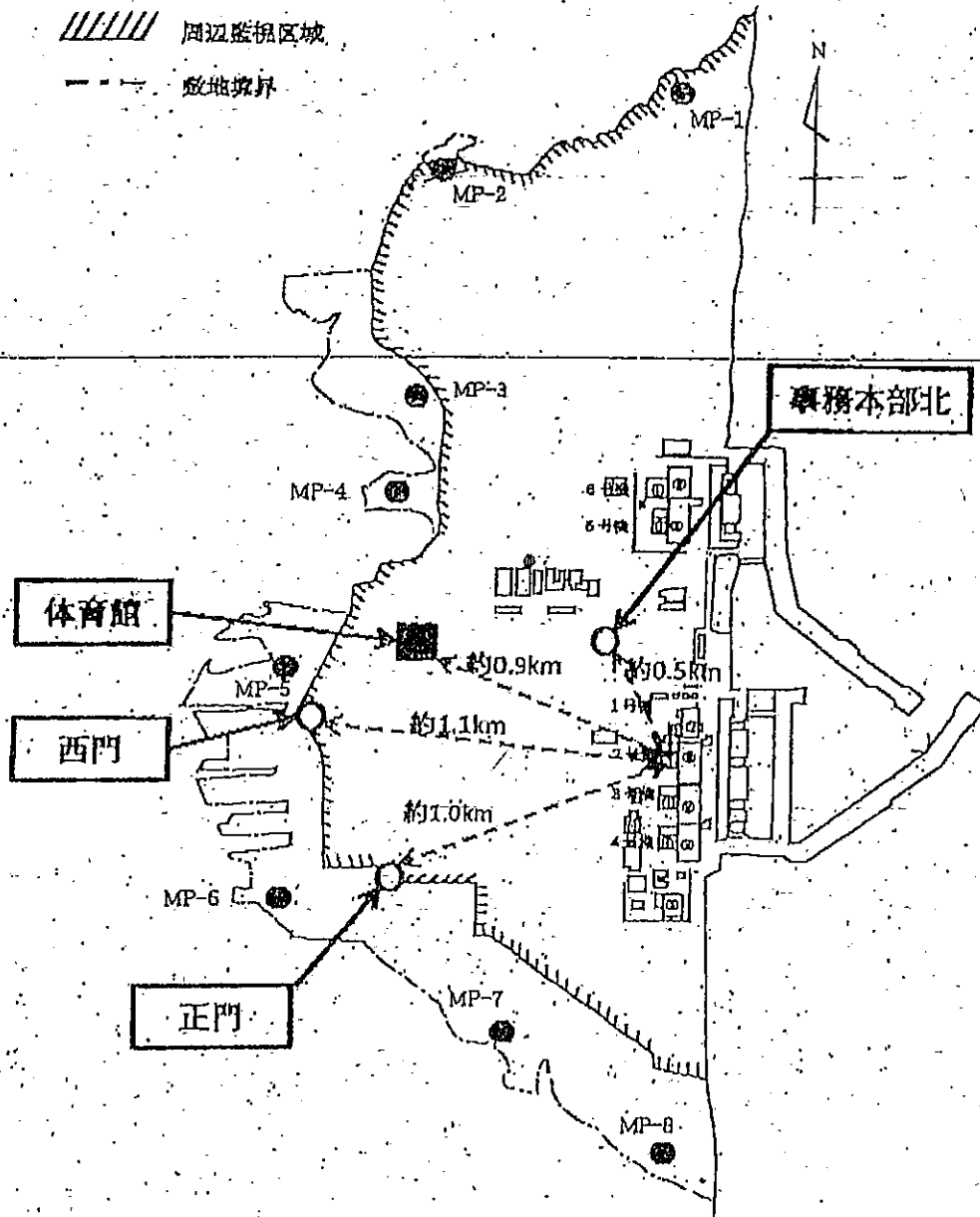
福島第一サイト周辺



日時

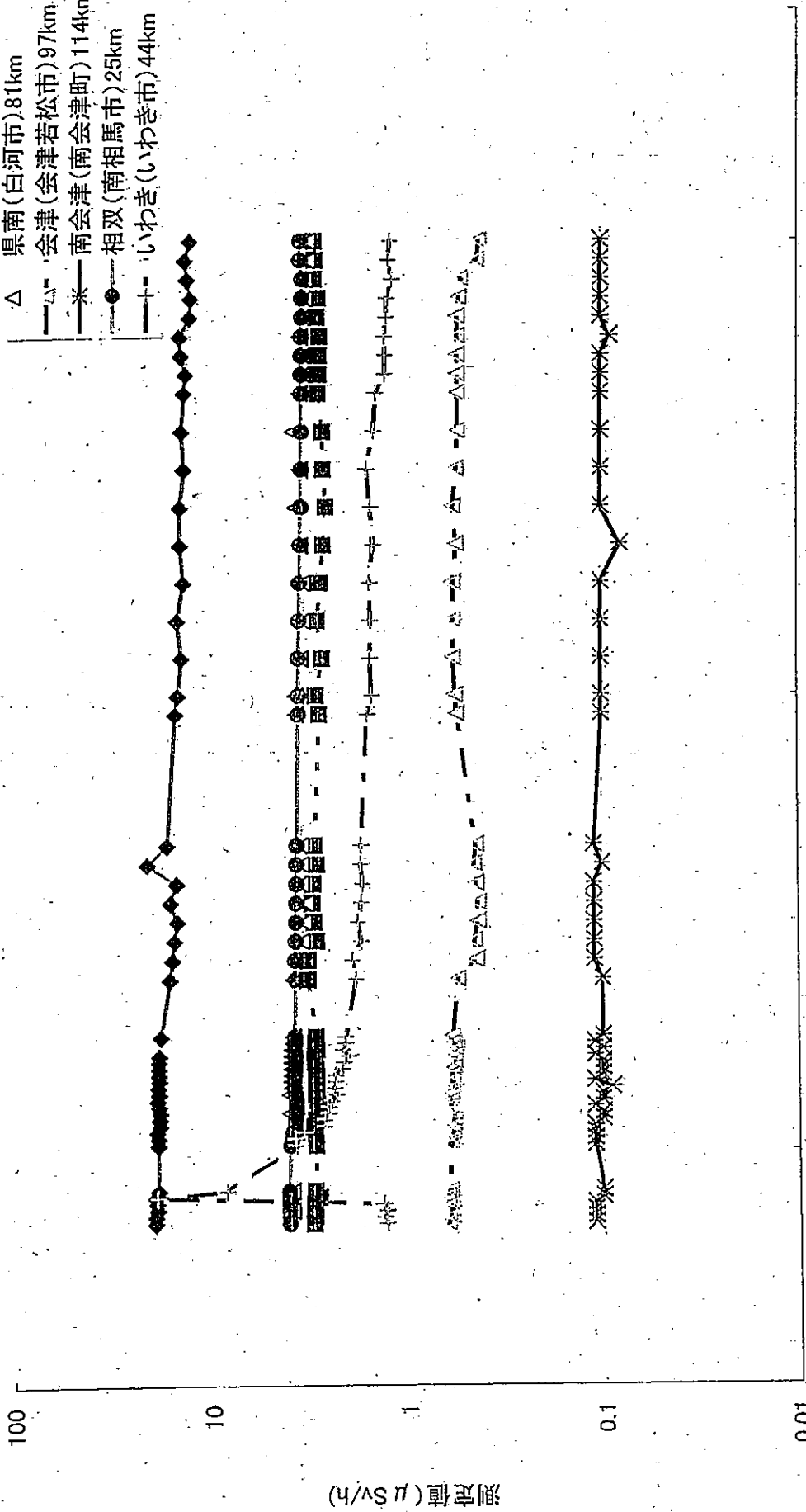
福島第一原子力発電所

2011/3/17

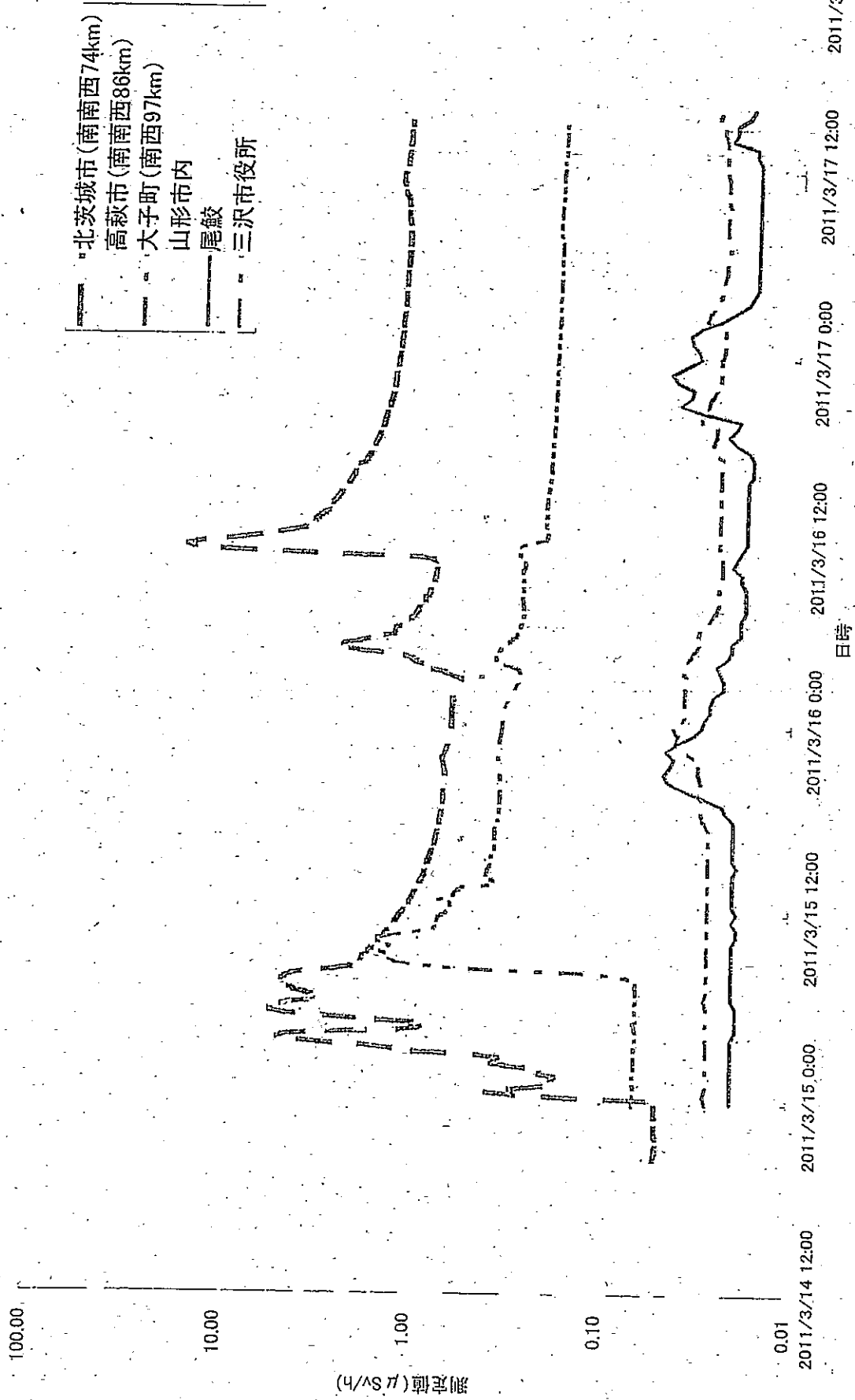


福島県内空間線量

- ◆ 県北(福島市) 62km
- 県中(郡山市) 59km
- △ 県南(白河市) 81km
- 会津(会津若松市) 97km
- ✱ 南会津(南会津町) 114km
- 相双(南相馬市) 25km
- ┆ いわき(いわき市) 44km



茨城県/山形県/青森県内空間線量



資料 3

環境放射能測定データ

試料名	種類	市町村名	採取地点	採取年月日	採取時	単位	Cs-134	Cs-137	I-131	I-132
陸水	上水	福島市	原子力センター福島支所	2011/3/16	8:00	Bq/kg	25	33	177	274
陸水	上水	福島市	原子力センター福島支所	2011/3/16	14:45	Bq/kg	ND	ND	ND	ND
陸水	上水	福島市	原子力センター福島支所	2011/3/16	18:00	Bq/kg	ND	ND	22	25
陸水	上水	福島市	原子力センター福島支所	2011/3/16	20:00	Bq/kg	ND	ND	7	ND
陸水	上水	福島市	原子力センター福島支所	2011/3/16	22:00	Bq/kg	ND	ND	10	ND
陸水	上水	福島市	原子力センター福島支所	2011/3/17	0:00	Bq/kg	ND	ND	11	ND
陸水	上水	福島市	原子力センター福島支所	2011/3/17	8:15	Bq/kg	ND	ND	14	ND

原子力センター福島支所・福島市方木田字水戸内地内

環境モニタリング(野菜分析結果)

サンプル	採取年月日	放射能濃度(Bq/kg)		摂取制限に対する比	
		I-131	Cs-137	I-131	Cs-137
1、阿武隈高原SA	2011年3月16日	277000	31100	139	62
2、国道349と県道50交差点	2011年3月16日	862000	106000	431	212
3、国道114と349交差点	2011年3月16日	1230000	109000	615	218
4、国道114医大入口交差点	2011年3月16日	1190000	169000	595	338

摂取制限指標(Bq/kg)

I-131 2000

Cs-137 500

## 文部科学省が取りまとめたモニタリング結果について

2011年3月17日 22:20

原子力安全委員会

3月17日16時44分に文部科学省から情報提供を受けた3月17日15時00分現在の「福島第一原子力発電所の20km以遠のモニタリング結果について」は、評価を行うには不十分なものであり、以下の点について改善が必要であると判断する。

1. 福島県による測定結果を含めてモニタリング結果を取りまとめること。
2. 適切な測定点を決めて、緯度及び経度を表示すること。
3. 同一地点で継続して測定すること。
4. 文部科学省が測定に使用した電離箱が汚染されていないか確認する必要がある。このため、電離箱の測定部を水で濡らしたウェスでふき取るとともに、モニタリングカーの場合は車体全部を水洗いするなど除染すること。
5. 各機関における測定値をそろえるために、クロスチェックを行うことが必要である。同一の場所において、各機関が同時に測定を行い数値の比較校正を行うこと。



## 環境モニタリングの結果について

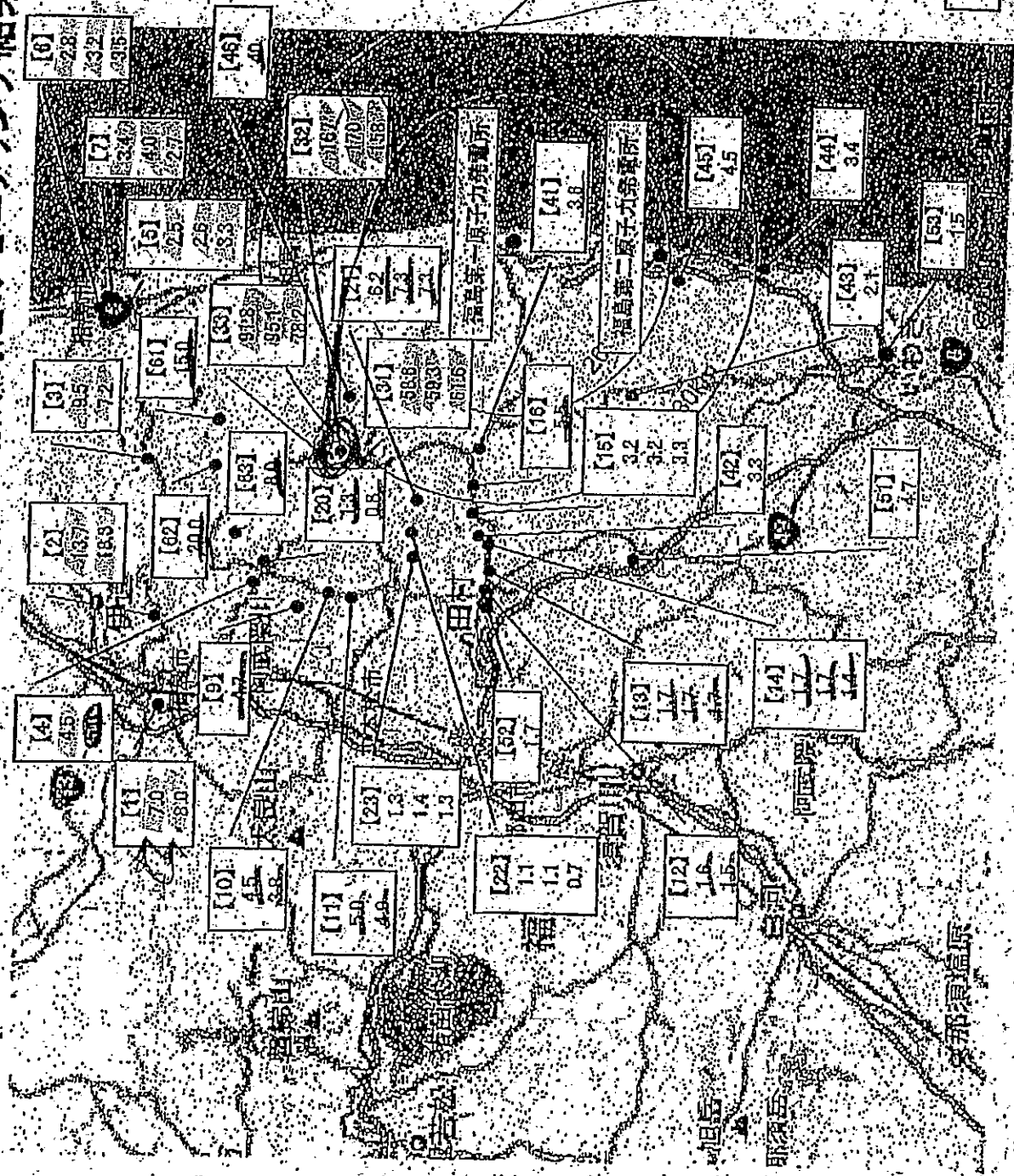
平成 23 年 3 月 18 日

原子力安全委員会

「福島第一原子力発電所の 20Km 以遠のモニタリング結果について」(3 月 17 日 19:00 現在) 及び「都道府県別環境放射能水準調査の結果について」(3 月 17 日 19:00 現在) に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

- ・福島県内において、比較的高い線量当量率が観測されているポイントが認められます。それらは身体への影響を生じるレベルのものではありませんが、そのうち最も高いポイント 32 (福島第 1 原子力発電所から北西方向約 30Km) においては、2.5 日間で、「原子力施設等の防災対策について」(昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定) において、屋内退避及び避難等に関する指標の屋内退避の線量 (10mSv) に相当する値となっています。このポイント 32 を含み、ポイント 31、32、33 について、原子力安全委員会は、原子力安全・保安院に民家の有無等の確認を行うよう要請しているところです。
- ・福島県以外について、都道府県別環境放射能水準調査の結果のデータより、身体への影響を生じるおそれはありません。

# 福島第一原子力発電所周辺のモニタリング結果



測定日時  
3月17日  
9時20分~17時43分

●測定箇所

文科省  
JAEA

— 原子力センター  
— 東京電力  
— 福島県

ポイント32

単位:マイクロシーベルト毎時

「文部科学省が取りまとめたモニタリング結果について」

に対する回答への質問

2011年3月18日 3:00

原子力安全委員会

標記に関し、3月17日24時00分の文部科学省EOCモニタリング班からの回答について、以下の点について要望するとともに報告願いたい。

【要望点】

1. ポイント31、32、33を念のため複数の機関で測定すること。

【報告点】

2. 上記の3月17日24時00分の文部科学省回答のA4.5における各機関のクロスチェックの結果(日時、場所、データ)。

3. ポイント31、32、33の地形、民家の有無及び住民の退避の状況。

2011年3月18日3:00原子力安全委員会  
「文部科学省がとりまとめたモニタリング結果について」  
に対する回答の質問への再回答に対する再質問

2011年3月18日7:00  
原子力安全委員会

標記に関して3月18日5:00の文部科学省EOCモニタリング班からの回答について以下の点について要望するとともに報告願います。

1. クロスチェックについては、初回の回答(平成23年3月17日24:00付)において「同時に測定」と記載されているが、今回の回答(平成23年3月18日5:00付)においては、同時に測定されていない。同時に行うことを要望する。

クロスチェックは、1回だけでなく、出発前、帰着後等複数回行うことを要望する。

2. ポイント31、32、33は、複数の機関で測定されるのか回答されていないので再度回答願いたい。  
また、上記測定に当たっては、当該ポイントだけでなく、周辺の数ヶ所(道の向側など)を測定し報告願いたい。
3. 各ポイントの測定に当たっては、測定ポイントが特定できるよう、現場に目印を付けるなど、常に同一個所で測定が行われるよう注意願いたい。

## 環境モニタリングの結果について

平成 23 年 3 月 18 日 13:00

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の 20 Km 以遠のモニタリング結果について」(3 月 18 日 10:00 現在)に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

- ・福島県内において、比較的高い線量当量率が観測されているポイントが認められます。それらは身体への影響を生じるレベルのものではありませんが、そのうち最も高いポイント 32 (福島第 1 原子力発電所から北西方向約 30Km) においては、2.5 日間で、「原子力施設等の防災対策について」(昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定)において、屋内退避に関する指標 (10mSv) に相当する値となっています。この付近のポイント 31、32、33 について、原子力安全委員会は、原子力安全・保安院に民家の有無等の確認を行うよう要請しているところです。

## 積算線量計の設置について(要請)

2011年3月18日 16:00

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の20km以遠のモニタリング結果について」(3月18日 10:00 現在および3月18日 13:00)から、ポイント32について、以下の対応を行うよう要望する。

### 【要望点】

ポイント32において、積算線量計を設置すること。

### 【理由】

比較的高い線量率が観測されているポイント32においては、 $100\mu\text{Sv/h}$ を越える高いレベルが17-18日の2日間観測されている。このレベルまま継続すると約3日程度で屋内退避基準(10から50mSv範囲)の下限値に達する。このため、この地点のモニタリングを強化する必要があり、積算線量計等の設置もしくは測定頻度を増やすこと等の対応をお願いしたい。

## 環境モニタリングの結果について

平成 23 年 3 月 18 日 17:00

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の 20 Km 以遠のモニタリング結果について」(3 月 18 日 10:00 現在、13:00 現在、16:00 現在)に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

- ・福島県内において、比較的高い線量当量率が観測されているポイントが認められます。それらは身体への影響を生じるレベルのものではありませんが、そのうち最も高いポイント 32 (福島第 1 原子力発電所から北西方向約 30km) においては、 $100 \mu\text{Sv/h}$  を超える高いレベルが 17-18 日の 2 日間観測されています。このレベルのまま継続すると約 3 日程度で、「原子力施設等の防災対策について」(昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定)において示した屋内退避に関する指標 (10mSv から 50mSv 範囲) の下限値に達します。このため、文部科学省に対して、積算線量計を設置し、注意深く推移を見守るよう要請したところですが、結果が得られ次第、その結果に応じて改めて評価いたします。

# 福島第一原子力発電所周辺のモニタリング結果

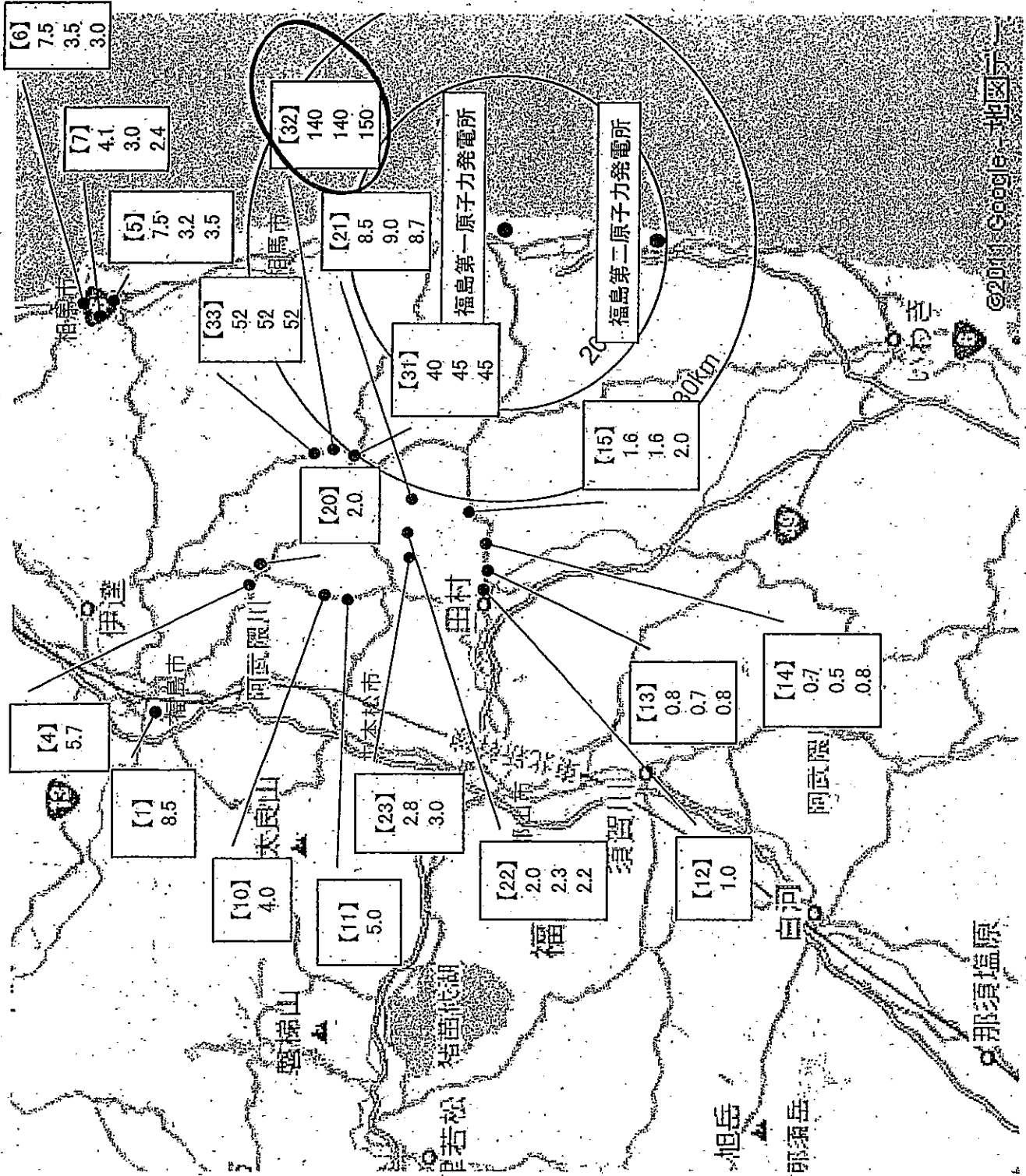
測定日時

3月18日

10時08分～15時00分

●測定箇所

単位: マイクロシーベルト毎時



©2011 Google 地図



## 環境モニタリングの実施について(要請)

2011年3月18日 19:00

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の20km以遠のモニタリング結果について」(3月18日10:00現在、13:00現在、16:00現在)から、今後の環境モニタリングについて、以下の対応を行うよう要望する。

### 【要望点】

ポイント32を中心に、半径10kmの範囲について、集中的に環境モニタリングを実施すること。

### 【理由】

比較的高い線量率が観測されているポイント32においては、 $100\mu\text{Sv/h}$ を越える高いレベルが17-18日の2日間観測されている。このレベルまま継続すると約3日程度で屋内退避基準(10から50mSv範囲)の下限値に達する。このため、この地点のモニタリングを強化する必要があり、すでに積算線量計等の設置等の対応をお願いした。加えて、今後、ポイント32を中心に半径10km以内(特に民家が集中する地域)においてモニタリングの測定地点及び頻度を増やすことで、今後の同ポイント周辺の評価に資するデータを得たい。

## 環境モニタリングの結果について

平成 23 年 3 月 18 日 19:00

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の 20 km 以遠のモニタリング結果について」(3 月 18 日 10:00 現在、13:00 現在、16:00 現在)に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

・福島県内において、局所的に比較的高い線量当量率が観測されているポイントが認められます。それらは身体への影響を生じるレベルのものではありませんが、そのうち最も高いポイント 32 (福島第 1 原子力発電所から北西方向約 30km) においては、 $100 \mu\text{Sv/h}$  を超える高いレベルが 17-18 日の 2 日間観測されています。現状と今後の推移を考慮すると約 3 日程度で、「原子力施設等の防災対策について」(昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定)において示した屋内退避に関する指標 ( $10\text{mSv}$  から  $50\text{mSv}$  範囲) の下限値に達します。この状況がさらに継続する場合には、屋内退避地域の一部見直しについても検討する必要があるものと考えます。なお、文部科学省に対して、積算線量計を設置し、注意深く推移を見守るよう要請したところです。

## 南相馬市沿岸における環境モニタリングについて(検討要請)

2011年3月18日 20:00

原子力安全委員会

モニタリングのための参考情報: SPEEDI の予測結果を踏まえ、以下の対応が可能か検討を行うよう要望する。

### 【要望点】

南相馬市沿岸において、明朝から環境モニタリングの検討。

### 【理由】

モニタリングのための参考情報: SPEEDI の予測結果によれば、明日3月19日朝から昼前にかけて、双葉町および南相馬市南部の海岸沿いに放射性プルームが流れる可能性がある。そのため、同地域におけるモニタリングが可能か至急検討するよう要望する。検討に当たっては、以下の点について留意すること。

1. 避難区域及び屋内退避区域と周辺に留まっている住民との関係
2. 明日の沿岸域での作業と天候を考慮
3. モニタリングポイント 32 の測定を優先し、余力のある範囲での実施の

検討

## 環境モニタリングの結果について

平成 23 年 3 月 19 日 9:30

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の 20 km 以遠のモニタリング結果について」(3 月 18 日 10:00 現在、13:00 現在、16:00 現在、19:00 現在)に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

- ・福島県内において、局所的に比較的高い線量当量率が観測されているポイントが認められます。それらは身体への影響を生じるレベルのものではありませんが、そのうち最も高いポイント-32 (福島第 1 原子力発電所から北西方向約 30km) においては、 $100 \mu\text{Sv/h}$  を超える高いレベルが 17-18 日の 2 日間観測されています。現状と今後の推移を考慮すると約 3 日程度で、「原子力施設等の防災対策について」(昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定)において示した屋内退避に関する指標 (10mSv から 50mSv 範囲) の下限値に達します。この状況がさらに継続する場合には、屋内退避地域の一部見直しについても検討する必要があるものと考えます。なお、文部科学省に対して、注意深く推移を見守るよう要請したところです。

2011年3月19日 16:00 作成

原子力安全委員会

### 今後の予想

1. 福島第一原子力発電所から北西約30kmの地点（国道399号入口から5kmの地点）において1時間当たり100マイクロシーベルトを超える線量が観測されている。  
これは3月15日夜半から16日未明にかけて放射性雲（プルーム）が通過し、更に降雨によって地表面に放射性物質が沈着した影響によるものと考えられる。
2. 放射線量は、放射性物質そのものの減衰や雨水等によって除去されることにより、徐々に低下していく。
3. ただし、今後も万一原子炉から大きな放射性物質の放出があった場合には、風下で局所的に同様の線量の上昇の可能性があると考えている。
4. これまでの傾向を踏まえると、線量が上昇した場合でも直ちに健康に影響を与えるものではないと考えている。

### 北西方位以外の方位での放射線量

1. モニタリング結果では、福島第一原子力発電所から20ないし30kmの複数の方位において、放射線量が測定されている。
2. この結果から、福島第一原子力発電所から北西方向を除く方位、すなわち南から西及び北側に位置する区域については放射線量は低いレベルと考えられる。

## 都道府県別環境放射能水準調査(定時降下物)の結果について

平成 23 年 3 月 20 日

原子力安全委員会

3 月 20 日 14:00 に文部科学省が発表した「都道府県別環境放射能水準調査(定時降下物)の結果について(18 日 9 時～19 日 9 時採取)」において、栃木県及び群馬県でヨウ素及びセシウムが検出されているが、最大の値を示した栃木県で検出されたデータを基に外部被ばく線量を計算したとしても、バックグラウンドレベルであり、身体に影響を及ぼすものではない。

なお、試料採取時間帯(3 月 18 日 9 時～3 月 19 日 9 時)における栃木県保健環境センター(栃木県宇都宮市)のモニタリングポストでの空間線量率には変化は見られていない。

## 環境モニタリングの結果について

平成 23 年 3 月 20 日 8:00

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の 20 km 以遠のモニタリング結果について」（3 月 19 日 19:00 現在までに取得された情報）に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

- ・福島県内において、局所的に比較的高い線量当量率が観測されている測定箇所が認められるものの、それらは身体への影響を生じるレベルのものではありません。
- ・100  $\mu$ Sv/h を超えると推定される地域（注 1）では、屋内退避に関する指標（10mSv から 50mSv）（注 2）の下限値に達している可能性があるものの、その地域は限定的であり、かつ線量当量率は減少傾向にあることから、直ちに屋内退避地域を変更する状況にはないものと考えます。

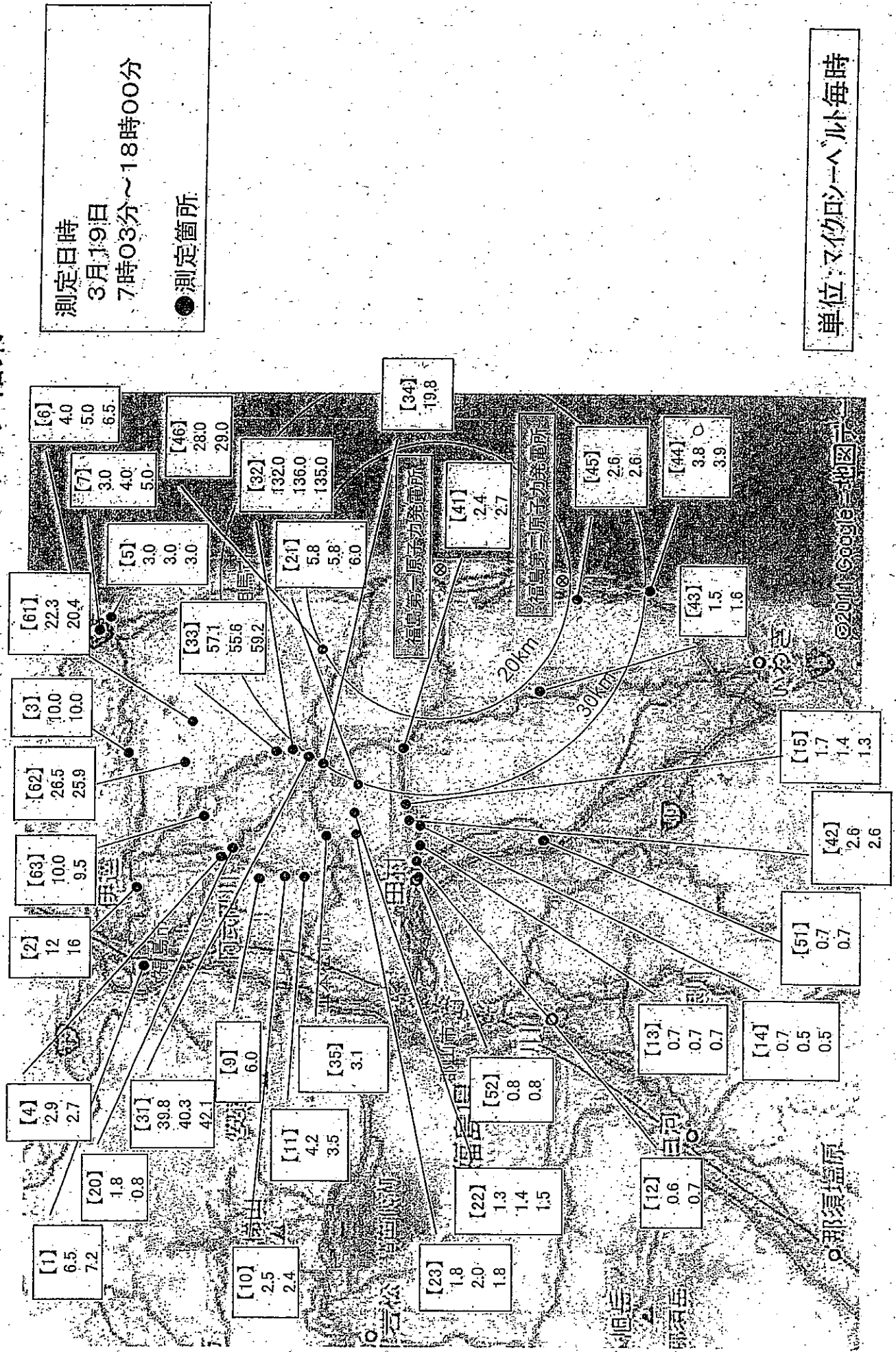
なお、今後も上記の地域を中心に、天候や風向き等も考慮して、線量当量率の推移を注意深く見守る必要があると考えております。

(注1) 福島第一原子力発電所から北西方向約30kmの浪江町内(測定箇所32)

(注2) 「原子力施設等の防災対策について」(昭和55年6月30日原子力安全委員会決定)



# 福島第一原子力発電所周辺のモニタリング結果



## 環境モニタリングの結果について

平成 23 年 3 月 21 日 11:00

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の 20 km 以遠のモニタリング結果について」（3 月 21 日 10:00 現在までに取得された情報）に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

- ・福島県内において、局所的に比較的高い線量当量率が観測されている測定箇所が認められるものの、それらは身体への影響を生じるレベルのものではありません。
- ・100  $\mu$ Sv/h を超えると推定される地域（注 1）では、屋内退避に関する指標（10mSv から 50mSv）（注 2）に達している可能性があるものの、その地域は限定的であり、かつ線量当量率は減少傾向にあることから、直ちに屋内退避地域を変更する状況にはないものと考えます。

なお、今後も上記の地域を中心に、天候や風向き等も考慮して、線量当量率の推移を注意深く見守る必要があると考えております。

（注 1）福島第一原子力発電所から北西方向約 30km の浪江町内（測定箇所 32）

（注 2）「原子力施設等の防災対策について」（昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定）

\*1 GM(ガイガー-ミュラー計測管)における値  
 \*2 電離箱における値  
 \*3 NaI(ソウ化ナトリウム)シンチレータにおける値

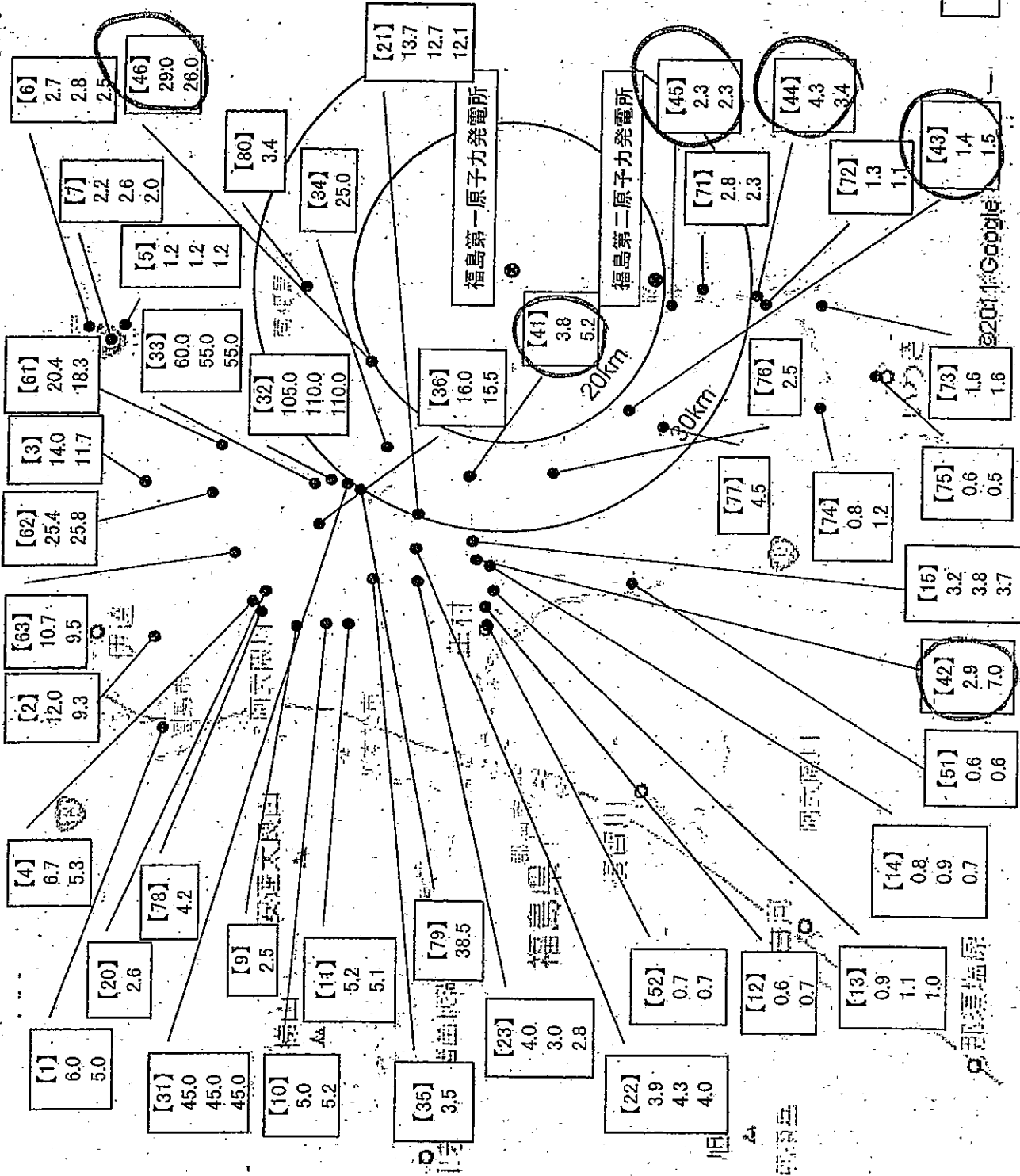
参考

場所(福島第1発電所からの距離)	測定日時	数値(マイクロシーベルト/時) (記載のない限り屋外)	天候	実施者
測定箇所【35】(約30Km北西)	3月20日15時32分	3.5 <sup>*2</sup>	降雨無し	文部科学省
測定箇所【36】(約40Km北西)	3月20日16時20分	16.0 <sup>*2</sup>	降雨無し	文部科学省
測定箇所【36】(約40Km北西)	3月20日11時20分	15.5 <sup>*2</sup>	降雨無し	文部科学省
測定箇所【41】(約20Km西)	3月20日15時38分	3.8 <sup>*2</sup>	降雨無し	関西電力
測定箇所【41】(約20Km西)	3月20日11時37分	5.2 <sup>*2</sup>	降雨無し	関西電力
測定箇所【42】(約30Km西)	3月20日15時25分	2.9 <sup>*2</sup>	降雨無し	関西電力
測定箇所【42】(約30Km西)	3月20日11時10分	7.0 <sup>*2</sup>	降雨無し	関西電力
測定箇所【43】(約20Km南西)	3月20日15時00分	1.4 <sup>*2</sup>	降雨無し	日本原燃
測定箇所【43】(約20Km南西)	3月20日11時00分	1.5 <sup>*2</sup>	降雨無し	日本原燃
測定箇所【44】(約30Km南)	3月20日14時30分	4.3 <sup>*2</sup>	降雨無し	四国電力
測定箇所【44】(約30Km南)	3月20日10時49分	3.4 <sup>*2</sup>	降雨無し	四国電力
測定箇所【45】(約20Km南)	3月20日15時00分	2.3 <sup>*2</sup>	降雨無し	九州電力
測定箇所【45】(約20Km南)	3月20日10時25分	2.3 <sup>*2</sup>	降雨無し	九州電力
測定箇所【46】(約20Km北西)	3月20日14時45分	29.0 <sup>*2</sup>	降雨無し	中部電力
測定箇所【46】(約20Km北西)	3月20日11時20分	25.0 <sup>*2</sup>	降雨無し	中部電力
測定箇所【51】(約40Km南西)	3月20日16時45分	0.6 <sup>*3</sup>	降雨無し	福島県
測定箇所【51】(約40Km南西)	3月20日13時50分	0.6 <sup>*3</sup>	降雨無し	福島県
測定箇所【52】(約40Km西)	3月20日17時12分	0.7 <sup>*3</sup>	降雨無し	福島県
測定箇所【52】(約40Km西)	3月20日12時40分	0.7 <sup>*3</sup>	降雨無し	福島県

# 福島第一原子力発電所周辺のモニタリング結果

測定日時  
3月20日  
8時28分～17時31分  
●測定箇所

単位: マイクロシーベルト毎時



## 東京電力福島第一原子力発電所における海水サンプリング分析 結果について

平成 23 年 3 月 22 日

原子力安全委員会

3月22日1:05に原子力安全・保安院から、東京電力が3月21日14時30分に福島第一原子力発電所1～4号機放水口から南約100mの海岸線から海水を採取して核種分析を行った結果、ヨウ素-131、セシウム-134及びセシウム-137の放射能濃度が「周辺区域外の排液中の濃度基準」を超える値を示したとして別紙の4. について原子力安全委員会の見解を求められた。

海水の拡散の影響については、採取場所、海流等の詳細なデータが得られていないこと、人体への影響については、海産生物への寄与及び同海産生物の摂取の計算が必要など、短期間で評価を行うことは困難である旨回答した。

なお、原子力安全・保安院は、法令(線量告示)に定める「周辺区域外の水中の濃度限度」と比較している。海水は直接飲用に供するものではないが、同限度は、平均的な摂取率で当該濃度の水を1年間飲用し続けたと仮定した場合における濃度限度を定めた値であり、海水を飲用することは考えられず、海水中の放射性物質濃度がこの同限度を超えたからといってただちに身体に影響を及ぼすものではない。

# 東京電力福島第一原子力発電所における海水サンプリング分析について

平成28年3月22日

1. 東京電力が、3月21日の14時30分に、福島第一原子力発電所1～4号機放水口から南約1.00mの海岸線から海水を採取して核種分析を実施。
2. その結果が21日21時40分に報告され、下表のとおり、放射性ヨウ素、セシウムの核種が検出された。
3. 検出された核種のうち、濃度基準を超えたのは、ヨウ素-131、セシウム-134、セシウム-137である。
4. 測定結果によれば、線量告示における周辺区域外の排液中の濃度基準 (Bq/cm<sup>3</sup>) は超えているものの、原子力安全委員会の見解によれば、海水の拡散の影響を考慮すると現時点では、直ちに健康に影響を与えるものではない。
5. 引き続き核種分析を実施し、状況を確認していく予定。

検出された主な核種	放射能濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	周辺区域外の排液中 の濃度基準 (Bq/cm <sup>3</sup> )
コバルト-58	$6.0 \times 10^{-2}$	$1.0 \times 10^0$
ヨウ素-131	$5.1 \times 10^0$	$4.0 \times 10^{-2}$
ヨウ素-132	$2.1 \times 10^0$	$3.0 \times 10^0$
セシウム-134	$1.5 \times 10^0$	$6.0 \times 10^{-2}$
セシウム-136	$2.1 \times 10^{-1}$	$3.0 \times 10^{-1}$
セシウム-137	$1.5 \times 10^0$	$9.0 \times 10^{-2}$

福島第一原子力発電所 海水検体分析結果

試料採取日時	平成23年3月21日 14時00分			
採取場所	南放水口付近(1~4号放水口から南側に約100m地点)			
測定方法	試料500ml陸福島第二へ運搬し、Ge半導体検出器で測定			
測定時間	1000秒			
検出核種	①試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	②検出限界濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	③炉規則告示濃度限度 Bq/cm <sup>3</sup> (別表第2 周辺監視区域外 の水中の濃度限度)	倍率 (①/③)
Co-60	5.055E-02	3.348E-02	1.E+00	0.1
I-131	5.060E+00	4.245E-02	<del>3E-02</del> 4E-2	72.4
I-132	2.138E+00	1.025E-01	<del>6E+00</del> 3E+0	0.4
Cr-134	1.486E+00	4.090E-02	<del>3E-02</del> 6E-2	20.7
Cs-136	2.132E-01	2.858E-02	3.E-01	0.7
Ga-137	1.484E+00	4.204E-02	<del>1.8E-02</del> 9E-2	21.2

## 都道府県別環境放射能水準調査(定時降下物)の結果について

平成 23 年 3 月 22 日 9:00

原子力安全委員会

3 月 21 日 19:00 に文部科学省が発表した「都道府県別環境放射能水準調査(定時降下物)の結果について(20 日 9 時～21 日 9 時採取)」では、東北地方、関東地方並びに新潟県において、ヨウ素及びセシウムが検出されています。しかしながら、最大の値を示した茨城県(ひたちなか市)で検出されたデータを基に外部被ばく線量を計算したとしても、バックグラウンドレベルであり、身体に影響を及ぼすものではありません。

引き続き、天候や風向き等も考慮して、定時降下物の推移を注意深く見守る必要があると考えております。



環境放射能水準調査結果(定時降下物)  
(3月20日9時～21日9時採取)

H23.3.21 19:00

(MBq/km<sup>2</sup>)

	都道府県名	定 時 降 下 物		
		I-131	Cs-137	備考
1	北海道(札幌市)	不検出	不検出	
2	青森県(青森市)	不検出	不検出	
3	岩手県(盛岡市)	7,800	690	
4	宮城県	-	-	震災被害によって計測不能
5	秋田県(秋田市)	24	不検出	
6	山形県(山形市)	58,000	4,300	
7	福島県	-	-	震災対応により計測不能
8	茨城県(ひたちなか市)	93,000	13,000	
9	栃木県(宇都宮市)	5,300	250	
10	群馬県(前橋市)	3,700	320	
11	埼玉県(さいたま市)	7,200	790	
12	千葉県(市原市)	1,100	110	
13	東京都(新宿区)	2,900	560	
14	神奈川県(茅ヶ崎市)	750	210	停電の影響により測定中であつたが、到達
15	新潟県(新潟市)	47	不検出	
16	富山県(射水市)	不検出	不検出	
17	石川県(金沢市)	不検出	不検出	
18	福井県(福井市)	不検出	不検出	
19	山梨県(甲府市)	不検出	不検出	
20	長野県(長野市)	不検出	不検出	
21	岐阜県(各務原市)	不検出	不検出	
22	静岡県(御前崎市)	不検出	不検出	
23	愛知県(名古屋市)	不検出	不検出	
24	三重県(四日市市)	不検出	不検出	
25	滋賀県(大津市)	不検出	不検出	
26	京都府(京都市)	不検出	不検出	
27	大阪府(大阪市)	不検出	不検出	
28	兵庫県(神戸市)	不検出	不検出	
29	奈良県	-	-	機器調整中
30	和歌山県(和歌山市)	不検出	不検出	
31	鳥取県(東伯郡)	不検出	不検出	
32	島根県(松江市)	不検出	不検出	
33	岡山県(岡山市)	不検出	不検出	
34	広島県(広島市)	不検出	不検出	
35	山口県(山口市)	不検出	不検出	
36	徳島県(徳島市)	不検出	不検出	
37	香川県(高松市)	不検出	不検出	
38	愛媛県(八幡浜市)	不検出	不検出	
39	高知県(高知市)	不検出	不検出	
40	福岡県(太宰府市)	不検出	不検出	
41	佐賀県(佐賀市)	不検出	不検出	
42	長崎県(大村市)	不検出	不検出	
43	熊本県(宇土市)	不検出	不検出	
44	大分県(大分市)	不検出	不検出	
45	宮崎県(宮崎市)	不検出	不検出	
46	鹿児島県(鹿児島市)	不検出	不検出	
47	沖縄県(南城市)	不検出	不検出	

\*文部科学省が各都道府県等からの報告に基づき作成

# 環境モニタリングの結果について

平成 23 年 3 月 22 日 9:00

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の 2.0 km 以遠のモニタリング結果について」(3 月 21 日 19:00 現在までに取得された情報)に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

- ・福島県内において、局所的に比較的高い線量当量率が観測されている測定箇所が認められるものの、それらは身体への影響を生じるレベルのものではありません。
- ・ $100\mu\text{Sv/h}$  を超えていた地域(注 1)では、屋内退避に関する指標(10mSv から 50mSv)(注 2)に達している可能性があるものの、その地域は限定的であり、直ちに屋内退避地域を変更する状況にはないものと考えます。

引き続き、天候や風向き等も考慮して、線量当量率の推移を注意深く見守る必要があると考えております。

(注 1) 福島第一原子力発電所から北西方向約 30km の浪江町内(測定箇所 32 : 21 日 10 時 40 分の測定結果は  $90\mu\text{Sv/h}$ )

(注 2) 「原子力施設等の防災対策について」(昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定)

「ダストサンプリングの測定結果、環境試料の測定結果、  
土壌モニタリング結果」の結果について

平成 23 年 3 月 22 日 18:00

原子力安全委員会

3月22日13:00に文部科学省が発表した「ダストサンプリングの測定結果、環境試料の測定結果、土壌モニタリング結果」について、以下の通り助言いたします。

1. ダストサンプリングの測定結果について

法令に定める周辺監視区域境界外の空気中の放射性物質の濃度限度は、I-131が $5 \times 10^{-6} \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137は $3 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$ です。この濃度は、一年間吸い続けると被ばく限度である1mSvに相当する値です。

今回のダストサンプリングの測定結果によれば、I-131の最大の放射能濃度は $5,600 \text{Bq/m}^3$  ( $5.6 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ )、Cs-137は $860 \text{Bq/m}^3$  ( $0.86 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ )でした。

I-131、Cs-137ともに、濃度限度を上回っておりますが、I-131の半減

期が約8日と短いことなどを考慮すると、この濃度は直ちに健康に影響を及ぼすものではありませんが、引き続き、サンプリング結果を注視する必要があると考えます。

## 2. 環境試料の測定結果について

法令に定める周辺監視区域境界外の廃液中又は排水中の放射性物質の濃度限度は、I-131が $4 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137が $9 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ です。

今回の環境試料の測定結果では、I-131が $2,090 \text{Bq/kg}$  ( $\equiv 2.09 \text{Bq/cm}^3$ )、Cs-137は $511 \text{Bq/kg}$  ( $\equiv 0.511 \text{Bq/cm}^3$ )であり、飲用は控える必要があると考えます。なお、仮に飲用しても直ちに健康に影響を及ぼすものではありません。

## 3. 土壌モニタリング結果について

土壌モニタリング結果については、その影響を含む空間線量率の測定結果が、濃度の高い地点においても $5.0 \mu \text{Sv/h}$ であり、直ちに健康に影響を及ぼすものではありません。

# 環境モニタリングの結果について

平成 23 年 3 月 22 日 18:00

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の 20 km 以遠のモニタリング結果について」(3 月 22 日 13:00 現在までに取得された情報)に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

- ・福島県内において、局所的に比較的高い線量当量率が観測されている測定箇所が認められるものの、それらは身体への影響を生じるレベルのものではありません。
- ・ $100\mu\text{Sv/h}$  を超えていた地域(注 1)では、屋内退避に関する指標( $10\text{mSv}$  から  $50\text{mSv}$ ) (注 2) に達している可能性があるものの、その地域は限定的であり、直ちに屋内退避地域を変更する状況にはないものと考えます。

引き続き、天候や風向き等も考慮して、線量当量率の推移を注意深く見守る必要があると考えております。

(注 1) 福島第一原子力発電所から北西方向約 30km の浪江町内(測定箇所 32:22 日 11 時 10 分の測定結果は  $75\mu\text{Sv/h}$ )

(注 2) 「原子力施設等の防災対策について」(昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定)

# 「福島第一原子力発電所の 20 km 以遠のモニタリング結果について」 に関する見解

平成 23 年 3 月 23 日 10:00

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の 20 km 以遠のモニタリング結果について」(3 月 22 日 19:00 現在までに取得された情報)に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

- 福島県内において、局所的に比較的高い線量当量率が観測されている測定箇所が認められるものの、それらは身体への影響を生じるレベルのものではありません。
- 100  $\mu$ Sv/h を超えていた地域(注 1)では、屋内退避に関する指標(10mSv から 50mSv)(注 2)に達している可能性があるものの、その地域は限定的であり、直ちに屋内退避地域を変更する状況にはないものと考えます。

引き続き、天候や風向き等も考慮して、線量当量率の推移を注意深く見守る必要があると考えております。

(注 1) 福島第一原子力発電所から北西方向約 30km の浪江町内(測定箇所 32: 22 日 11 時 10 分の測定結果は 75  $\mu$ Sv/h、測定箇所 33 近傍: 22 日 9 時 30 分の測定結果は 95  $\mu$ Sv/h)

(注 2) 「原子力施設等の防災対策について」(昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定)

## 「都道府県別環境放射能水準調査（定時降下物）の結果について」 に関する見解

平成 23 年 3 月 23 日 10:00

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「都道府県別環境放射能水準調査（定時降下物）の結果について（21 日 9 時～22 日 9 時採取）」に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

- 茨城県、栃木県、埼玉県、東京都等において、ヨウ素及びセシウムが検出されています。18 日に調査を始めてから、これまでの総計として最も高い値を示す茨城県（ひたちなか市）（注 1）で検出されたデータを基に外部被ばく線量を計算したとしても、直ちに身体に影響を及ぼすものではありません。

引き続き、天候や風向き等も考慮して、定時降下物の推移を注意深く見守る必要があると考えております。

（注 1）茨城県（ひたちなか市）の環境放射能水準調査結果（定時降下物）

3 月 20 日 9 時から 21 日 9 時（I-131:93,000MBq/km<sup>2</sup>, Cs-137:13,000MBq/km<sup>2</sup>）

3 月 21 日 9 時から 21 日 9 時（I-131:85,000MBq/km<sup>2</sup>, Cs-137:12,000MBq/km<sup>2</sup>）

# 「福島第一原子力発電所の 20 km 以遠のダストサンプリング、環境試料及び 土壌モニタリングの測定結果について」に関する見解

平成 23 年 3 月 23 日 10:00

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の 20 km 以遠のダストサンプリング、環境試料及び土壌モニタリングの測定結果について」に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

## 1. ダストサンプリングの測定結果について

法令に定める周辺監視区域境界外の空気中の放射性物質の濃度限度は、I-131 が  $5 \times 10^{-6} \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137 は  $3 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$  です。この濃度は、一年間吸い続けると被ばく限度である 1mSv に相当する値です。

今回のダストサンプリングの測定結果によれば、I-131 の最大の放射能濃度は  $1,100 \text{Bq/m}^3$  ( $1.1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ )、Cs-137 は  $11 \text{Bq/m}^3$  ( $1.1 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$ ) でした。

I-131 については、濃度限度を上回っておりますが、I-131 の半減期が約 8 日と短いことなどを考慮すると、この濃度は直ちに健康に影響を及ぼすものではありませんが、引き続き、サンプリング結果を注視する必要があると考えます。

## 2. 環境試料の測定結果について

法令に定める周辺監視区域境界外の廃液中又は排水中の放射性物質の



濃度限度は、I-131 が  $4 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137 が  $9 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$  です。

今回の環境試料(陸水)の測定結果では、I-131 が  $2,450 \text{Bq/kg}$  ( $\approx 2.45 \text{Bq/cm}^3$ )、Cs-137 は  $940 \text{Bq/kg}$  ( $\approx 9.4 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ )であり、飲用は控える必要があると考えます。なお、仮に飲用しても直ちに健康に影響を及ぼすものではありません。

土壤に関しては、サンプリング方法に関する情報がないことから、得られたデータから直ちに健康への影響等について評価することはできないと考えております。土壤のサンプリングについては、統一した手法を用いるとともに、併せてサンプリング場所の空間線量率の測定を行うよう、助言いたします。

### 3. 土壤モニタリング結果について

土壤モニタリング結果については、その影響を含む空間線量率の測定結果が、濃度の高い地点においても  $10 \mu\text{Sv/h}$  であり、直ちに健康に影響を及ぼすものではありません。

# 「福島第一原子力発電所の 20 km 以遠のダストサンプリング、環境試料及び 土壌モニタリングの測定結果について」に関する見解

平成 23 年 3 月 24 日 8:30

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の 20 km 以遠のダストサンプリング、環境試料及び土壌モニタリングの測定結果について」に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

## 1. ダストサンプリングの測定結果について

法令に定める周辺監視区域境界外の空気中の放射性物質の濃度限度は、I-131 が  $5 \times 10^{-6} \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137 は  $3 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$  です。

今回のダストサンプリングの測定結果によれば、I-131 の最大の放射能濃度は  $1,100 \text{Bq/m}^3$  ( $1.1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ )、Cs-137 は  $11 \text{Bq/m}^3$  ( $1.1 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$ ) でした。

I-131 については、濃度限度を上回っておりますが、I-131 の半減期が約 8 日と短いことなどを考慮すると、この濃度は直ちに健康に影響を及ぼすものではありませんが、引き続き、サンプリング結果を注視する必要があると考えます。

## 2. 環境試料の測定結果について

法令に定める周辺監視区域境界外の廃液中又は排水中の放射性物質の濃度限度は、I-131 が  $4 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137 が  $9 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$  です。

今回の陸水(池水)の測定結果では、I-131 が  $2,450\text{Bq/kg}$ ( $\approx 2.45\text{Bq/cm}^3$ )、Cs-137 は  $940\text{Bq/kg}$ ( $\approx 9.4 \times 10^{-1}\text{Bq/cm}^3$ )であり、飲用は控える必要があると考えます。なお、仮に飲用しても直ちに健康に影響を及ぼすものではありません。

陸土(土壌)に関しては、サンプリング方法等に関する情報がないことから、得られたデータから直ちに健康への影響等について評価することはできないと考えております。土壌のサンプリングについては、統一した手法を用いるとともに、併せてサンプリング場所の空間線量率の測定を行うよう、助言いたします。

### 3. 土壌モニタリング結果について

土壌モニタリング結果については、その影響を含む空間線量率の測定結果が、濃度の高い地点においても  $10\mu\text{Sv/h}$  であり、直ちに健康に影響を及ぼすものではありません。

土壌に関しては、サンプリング方法等に関する情報がないことから、得られたデータから直ちに健康への影響等について評価することはできないと考えております。土壌のサンプリングについては、統一した手法を用いるとともに、併せてサンプリング場所の空間線量率の測定を行うよう、助言いたします。

「福島第一原子力発電所周辺の走行モニタリング結果について」  
に関する見解

平成 23 年 3 月 24 日 8:30

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所周辺の走行モニタリング結果について」に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

走行モニタリング結果については、空間線量率の測定結果が最も高いもので  $52 \mu\text{Sv/h}$  となっており、直ちに健康に影響を及ぼすものではありません。

## 「都道府県別環境放射能水準調査の結果について」に関する見解

平成 23 年 3 月 24 日 8:30

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「都道府県別環境放射能水準調査の結果について」に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

都道府県別環境放射能水準調査結果については、過去の平常値の範囲と比べ高いところもあるが、直ちに健康に影響を及ぼすものではありません。

# 「都道府県別環境放射能水準調査（定時降下物）の結果について」 に関する見解

平成 23 年 3 月 24 日 8:30

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「都道府県別環境放射能水準調査（定時降下物）の結果について（22 日 9 時～23 日 9 時採取）」に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

- 茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都等において、ヨウ素及びセシウムが検出されています。18 日に調査を始めてから、これまでの総計として最も高い値を示す茨城県（ひたちなか市）（注 1）で検出されたデータを基に外部被ばく線量を計算したとしても、直ちに身体に影響を及ぼすものではありません。

引き続き、天候や風向き等も考慮して、定時降下物の推移を注意深く見守る必要があると考えております。

（注.1）茨城県（ひたちなか市）の環境放射能水準調査結果（定時降下物）

3 月 20 日 9 時から 21 日 9 時（I-131:93,000MBq/km<sup>2</sup>, Cs-137:13,000MBq/km<sup>2</sup>）

3 月 21 日 9 時から 22 日 9 時（I-131:85,000MBq/km<sup>2</sup>, Cs-137:12,000MBq/km<sup>2</sup>）

3 月 22 日 9 時から 23 日 9 時（I-131:27,000MBq/km<sup>2</sup>, Cs-137:420MBq/km<sup>2</sup>）

# 「福島第一原子力発電所の 20 km 以遠のモニタリング結果について」 に関する見解

平成 23 年 3 月 24 日 8:30

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所の 20 km 以遠のモニタリング結果について」(3 月 23 日 19:00 現在までに取得された情報)に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

- 福島県内において、局所的に比較的高い線量当量率が観測されている測定箇所が認められるものの、それらは身体への影響を生じるレベルのものではありません。
- 100  $\mu$ Sv/h を超えていた地域(注 1)では、屋内退避に関する指標(10mSv から 50mSv)(注 2)に達している可能性があるものの、その地域は限定的であり、直ちに屋内退避地域を変更する状況にはないものと考えます。

引き続き、天候や風向き等も考慮して、線量当量率の推移を注意深く見守る必要があると考えております。

(注 1) 福島第一原子力発電所から北西方向約 30km の浪江町内(測定箇所 32: 23 日 12 時 14 分の測定結果は 75  $\mu$ Sv/h、測定箇所 33 近傍: 23 日 9 時 30 分の測定結果は 103  $\mu$ Sv/h)

(注 2) 「原子力施設等の防災対策について」(昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定)

## 「福島第一原子力発電所周辺の海域モニタリング結果」に関する見解

平成 23 年 3 月 24 日 15:00

原子力安全委員会

文部科学省から情報提供を受けた「福島第一原子力発電所周辺の海域モニタリング結果」に基づいて、原子力安全委員会は、現時点において次のとおり判断します。

1. 海水中からヨウ素及びセシウムが検出されております。
2. 一般的には、海水中に放出された放射性物質は、潮流に流されて拡散していくことから、実際に魚、海藻等の海洋生物に取りこまれるまでには、相当程度薄まると考えられます。また、ヨウ素については、半減期が 8 日と比較的短いため、人がこれらの海産物を食するまでには、相当程度低減しているものと考えられます。
3. 引き続き、海域モニタリング調査を実施するべきと考えております。
4. なお、海域モニタリング調査の一環として実施する海水のサンプリングにあたっては、可能であれば鉛直方向にも追加で試料採取・分析を行うことを助言します。



## 防衛省航空機による大気中の放出放射性物質の 放射性濃度の測定について

平成 23 年 3 月 26 日

原子力安全委員会

3 月 25 日に御連絡のありました標記の件における測定結果について  
ですが、高度が 10,000 フィート、5,000～10,000 フィートにて測定されて  
おり、また、飛行速度もマッハ 0.75 と伺っております。

今後、更なる環境放射能の測定を実施される際には、放射性雲(プ  
ーム)の状況等を把握するために次の点に配慮して測定を行っていただ  
くことが大切ですので、ご検討いただけますようお願い申し上げます。

- ・低高度でのサンプリングが効果的です。
- ・低速の航空機(ヘリコプターなど)でのサンプリングが効果的です。
- ・複数の地点を定点として、測定されることが効果的です。
- ・上記の地点について同時に空間線量率の測定も実施されることが必要  
です。

以 上

平成 23 年 3 月 29 日

原子力安全委員会

モニタリングポイント No.32 地点周辺の防護措置について

当該ポイント周辺は、3 月 15 日 19 時頃から 16 日未明 3 時頃にかけて放射性雲が通過し、降雨によって放射性物質が降下し、地表沈着した放射性物質により空間線量が上昇したと考えられる。上記ポイントで、最も空間線量率の高い No.32 のレベルは 17 日に 170 マイクロシーベルト/時を記録したが、以降一貫して当該線量率は低下傾向で、28 日 10 時 51 分現在、45 マイクロシーベルト/時と最も高かった時期の約 4 分の 1 程度まで減衰している。

当該ポイントの

●3 月 28 日時点までの積算線量（屋外に居続けたとした場合）は、約 28 ミリシーベルトと試算された（参考 1）。

この低下傾向（約 5.5 日の半減期に相当）を考慮すると、

●今後この状態が継続したとした場合、積算線量は、約 35 ミリシーベルトとなり、避難指示の指標の下限値(50 ミリシーベルト)を超える可能性は低いと考えられる。

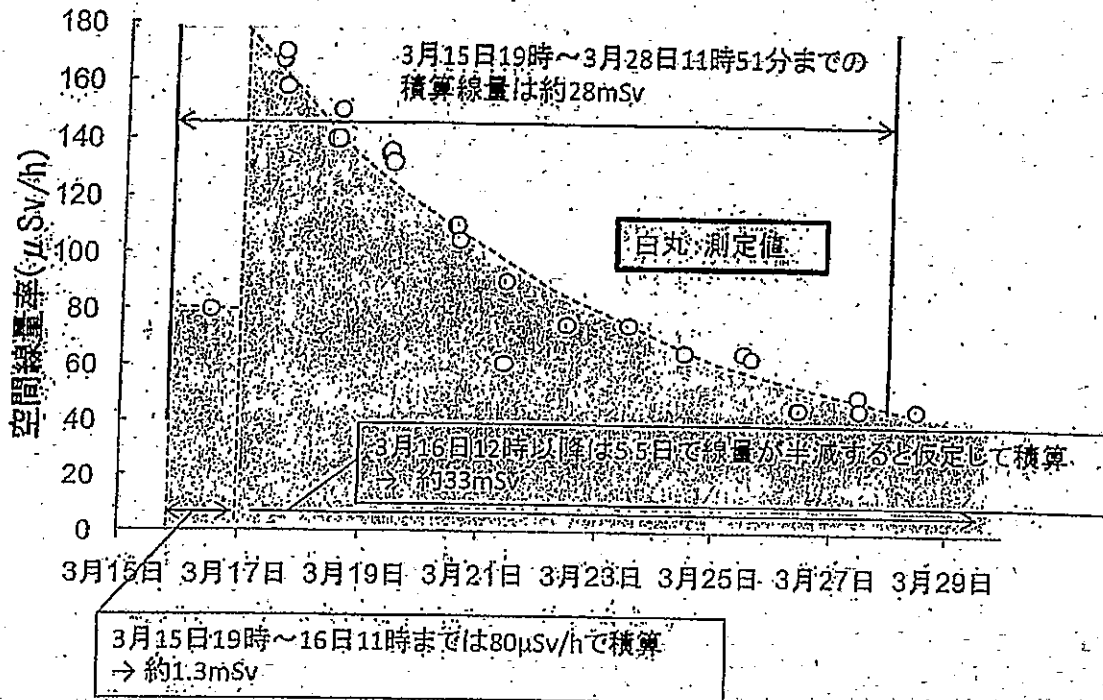
しかしながら、仮にこの地点で住民が通常的生活（屋外に 8 時間、屋内に 16 時間）を営んでいるとした場合、

●家屋の遮へい効果を考慮しても、約 21 ミリシーベルトとなり、防災指針の屋内退避レベル 10mSv をすでに超えていると考えられる。

こうした状況、また、周辺住民の居住状況（参考 2）を勘案すると、無用な被ばくを避けるという観点から、当該地域の住民はできるだけ屋内に滞在することを推奨する。

(参考1)

### ポイント 32 における積算線量



測定結果(図の白丸)から被ばく線量(灰色部分の積算値)を以下のように評価した。

- 3月15日19:00～3月16日11:00は80 $\mu\text{Sv/h}$ で継続を仮定  
 $80\mu\text{Sv/h} \times 16\text{h} = 1280\mu\text{Sv} = \text{約}1.5\text{mSv}$ 程度
- 3月16日12:00以降
  - ✓ 測定結果から測定地点の線量レベルは5.5日程度で半減しているものと推定された。
  - ✓ この減少傾向が今後も継続すると仮定すると、3月16日12:00～以降の被ばく線量は約33mSvとなる。
- したがって、この測定地点で今後予測される合計積算線量は約35mSvとなる。

(参考2)

飯舘村

No.33

1km近傍の残留人数  
114名

県道12号

No.32

1km近傍の残留人数  
3名

飯舘村  
長泥・萩平地区

川俣町

国道399号

岩代町

国道114号

国道114号

浪江町  
津島地区

No.31

1km近傍の残留人数  
30名

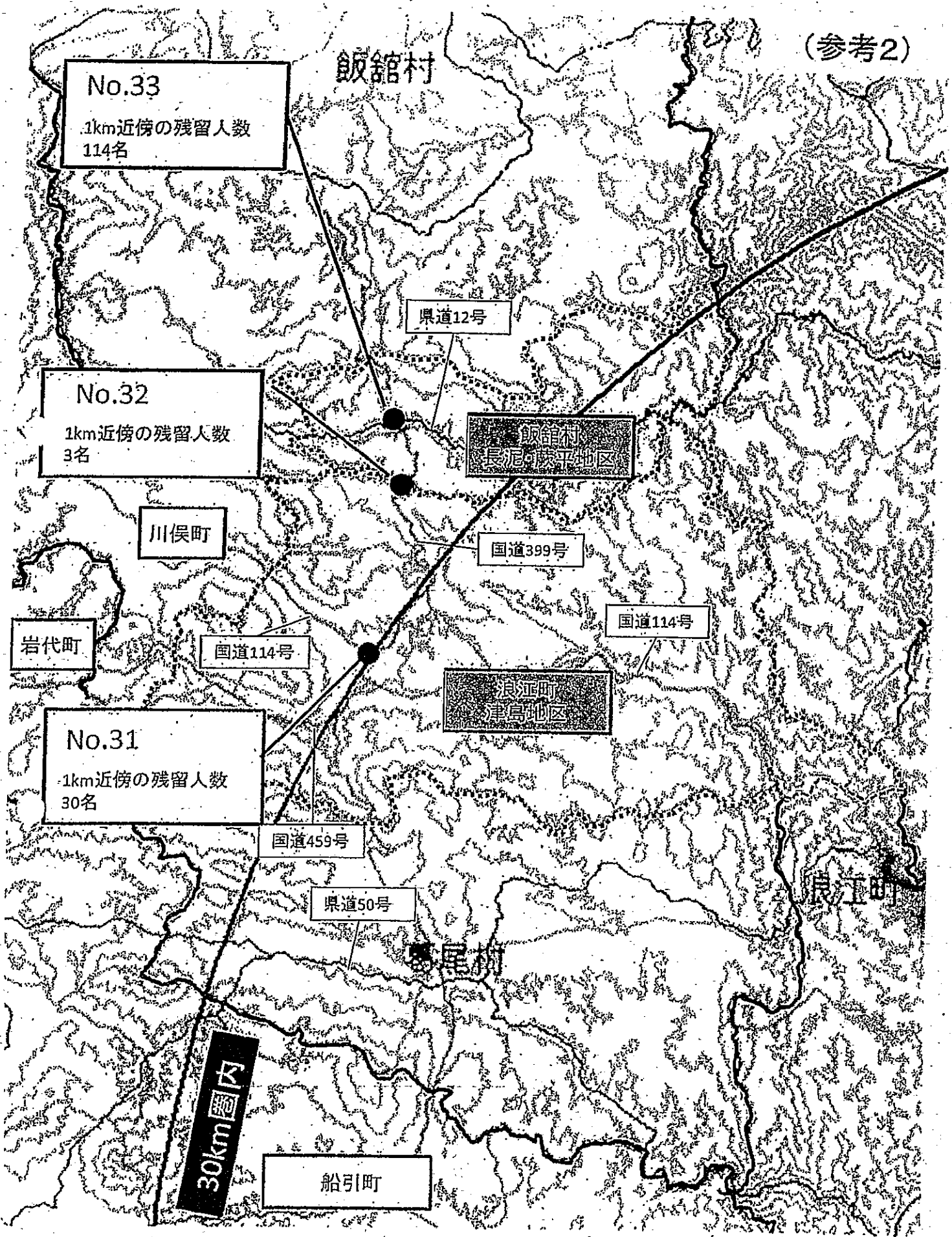
国道459号

県道50号

浪江町

30km圏内

船引町



# 緊急時迅速放射能予測ネットワークシステム（SPEEDI）の 一般の事故における運用実態と今後の活用方策について

平成23年4月1日  
原子力安全委員会

## 1. SPEEDIの開発・整備目的について

SPEEDIとは、緊急時迅速放射能予測ネットワークシステム(System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information)の略称であり、原子力災害緊急時において、気象情報と放射性物質の放出源情報を入力することによって、迅速に放射能の影響（被曝線量）を予測するという目的で開発されたものである。

原子力安全委員会が策定した指針「原子力施設等の防災対策について（最終改訂：平成22年8月23日）」及び「環境放射線モニタリング指針（最終改訂：平成22年4月15日）」においてSPEEDIの整備の必要性や運用方法が明確化されている。

国の「防災基本計画（災害対策基本法に基づき中央防災会議が作成）」においても「国〔文部科学省〕は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちにSPEEDIネットワークシステムを緊急時モードとして、放射能影響予測等を実施し、安全規制担当官庁、関係都道府県の端末に転送するとともに、関係省庁の迅速な応急対策の実施に資するため、予測結果を関係省庁に伝達するものとする。」と定められている。

また、原子力災害対策マニュアルにおいては、以下のとおりとなっている。

実用炉の場合には、経済産業省は原子力安全基盤機構に対し、直ちにERSSを起動し、原子炉施設の状態等を把握するとともに、原子力事業者からの放出見通し等の情報を踏まえ、その後の状態変化について予測するように要請する。またその予測結果を文部科学省、原子力安全委員会及び現地事故対策連絡会議に連絡する。

文部科学省は、原災法第10条に基づく通報を受けた場合、原子力安全技術センターに対し、直ちにSPEEDIネットワークシステムを緊急時モードとして、原子力事業者又は安全規制省庁、関係道府県、原子力安全委員会及びオフサイトセンターの端末に転送するとともに、関係省庁の迅速な応急対策の実施のため、予測結果を関係省庁に連絡する。

## 2. 今般の事故における SPEEDI の運用実態について

今般の事故では、SPEEDI による放射能影響予測の必須条件である放出源情報が全く得られず、よって SPEEDI 本来の機能である被曝線量予測が全くできていない。すなわち、上記の「防災基本計画」に基づく「運用」は事故発生後全く行えていない。

こうした状況の中、3月16日の午前、緊急事態に鑑み、放射能影響評価をより充実させるため、各省の役割分担を以下のとおりとすることとなった。

- 文部科学省：モニタリング情報等のとりまとめ及び公表
- 内閣府原子力安全委員会：モニタリング情報等を評価
- 原子力災害対策本部：評価に基づく対応

## 3. SPEEDI の今後の活用方策の検討について

環境モニタリングの充実により、限定的ながら、環境中のダスト（塵）中の放射性ヨウ素のデータが取得できたため、放出源情報に代わる入力データをひとつの仮定の値として設定し、これを SPEEDI の入力情報として用いて、被曝影響の試算を1例行った（3月23日にプレス発表したもの）。

このような精度を高めていくためには、環境モニタリングの一層の充実が必要である。環境モニタリングデータの蓄積等により、今後進展があれば、その試算についても公表し、関係者間での情報共有や一般国民に向けた情報提供に資することとする。

## 国際原子力機関(IAEA)の測定結果に対する見解

平成 23 年 4 月 1 日 9:30  
原子力安全委員会

退避等の基準は、「原子力施設の防災対策について」(昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定)(以下、「防災指針」という。)において、「屋内退避及び避難等に関する指標」が定められている。

原子力安全委員会は、この判断に当たっては、実測された空間放射線量率や空气中放射性物質濃度に基づき、外部被ばくによる実効線量及び内部被ばくによる等価線量を評価して防護区域の範囲について助言を行っている。

国際原子力機関(IAEA)は、測定した土壌の降下物データを表面汚染密度に換算し、IAEA の介入レベル(OIL1: operational intervention level 1)(注 1)を超えたとしている。

この基となる基準は、7 日間で受ける線量について 100mSvとしており、上記、防災指針に定める「屋内退避及び避難等に関する指標」の実効線量と同等である。

しかしながら、IAEA の基準を超えたとしている線量は、約 600  $\mu$ Sv/h の環境下に7日間居続けることに相当しているが、実際の空間線量率は時間とともに低下しており、当委員会としてはそのような実際の経時的状況を踏まえて評価を行っている。現時点で、防護区域等の設定を変更する必要はないと判断している。

また、IAEA においても、これは 1 つの指標に過ぎないとして、サンプルも少ない中でさらなる調査が必要との見解を示している(注 2)。

(注 1)IAEA Safety Standards Series No. GSG-2, IAEA, Vienna (2011) (pre-publication)

(注 2)IAEA による放射性核種の計測結果によれば、汚染が基準を上回っているとされている地点は 1 地点である。我が国においては、既に当該地域近傍において 10 地点以上の計測を継続して実施している。

以上

## 土壌試料の Pu、U の分析結果に対する見解

平成 23 年 4 月 1 日 20:30

原子力安全委員会

文部科学省が 4 月 1 日に公表した福島第一原子力発電所から 20-30km 圏内の土壌試料の Pu、U の分析結果によると、いずれの試料においても、Pu-238、Pu-239+Pu240 は検出されず (0.1Bq/kg 以下)、U-235/U-238 比は、天然の存在比程度の値を示しました。

東京電力が 3 月 28 日に公表した福島第一原子力発電所敷地内で採取した土壌試料の Pu、U の分析結果によれば、Pu-238 は最大で約 0.54Bq/kg、Pu-239+Pu-240 は最大で約 1.2Bq/kg でした。

福島第一原子力発電所敷地内で採取した土壌試料の結果は、昭和 53 年以降の国内の土壌データ(文部科学省「環境放射線データベース」)を若干上回っているものの、ほぼ同等のレベルです。

以上、これまでに得られている情報に基づけば、Pu は福島第一原子力発電所敷地内においてのみ検出されており、検出された値は、過去の核実験によるフォールアウトと同様なレベルであり、健康への影響はないものと考えます。

以上



事務連絡

平成23年4月4日

文部科学省原子力災害対策支援本部 殿

原子力安全委員会

「福島第一原子力発電所周辺の海域モニタリング」のサンプリングポイントの追加について

標記の件について、本日、当委員会に対し助言依頼がありましたが、海域モニタリングの測点を追加する理由をご教示下さい。また、測点を追加する妥当性に関して、当委員会に助言を求めていると理解しますが、追加する測点 A 及び B について、その位置を選定した考えをご教示下さい。

# 緊急時迅速放射能影響予測システム (SPEEDI) 関連の今後の情報公開について

平成23年4月25日  
原子力安全委員会

文部科学省が(財)原子力安全技術センターに委託している事業により運用されているSPEEDIは、本来、得られた放出源情報に基づき気象条件等を入れて拡散予測をするものである。現在、的確な放出源情報が得られない状況ではあるが、今後、次のようにSPEEDI関連の情報の公開を行っていくこととする。

## 1. 過去の単位量放出の予測計算結果データの公表 (SPEEDIアーカイブ)

(1) 3月11日16時から現在までの毎時刻(1日24回分)のSPEEDIの予測計算結果(下記の公表図形)を原子力安全委員会のホームページのアーカイブフォルダーに収納して公表する。

- ① 計算条件：単位量放出(希ガス1ベクレル毎時、ヨウ素1ベクレル毎時)が毎時刻から1時間あったとして、毎時刻の気象データを用いて拡散予測を計算。
- ② 公表図形：次の3枚
  - (a) 風速場 1枚
  - (b) 空気吸収線量率(地表において希ガスから受ける吸収線量率(マイクログレイ毎時)の毎時刻から1時間のもの) 1枚
  - (c) 大気中濃度(ヨウ素の地上高の大気中濃度(ベクレル毎立方メートル)の毎時刻から1時間のもの) 1枚

- (2) 今後は、毎日所定の時刻にそれまでの1日分のSPEEDIの予測計算結果をアーカイブフォルダーに加えていく。

## 2. SPEEDIによる積算線量の試算結果(適宜)

- (1) 環境モニタリングデータから放出源情報を逆に推定して、それを基に被ばく積算線量を試算することを現在まで2回行い、それぞれ3月23日と4月11日に公表した。
- (2) このSPEEDIによる積算線量の推定について、今回4月24日までの積算線量の試算を行ったものを公表する。

外部被ばくの積算線量  
(3月12日から4月24日まで  
のSPEEDIによる試算値)

外部被ばくによる実効線量

日時 = 2011/03/12 06:00 -  
2011/04/24 00:00 の積算値

領域 : 92km X 92km  
核種名 = 全核種  
対象年齢 = 成人

【凡例】

実効線量等値線 (mSv)

1= 100

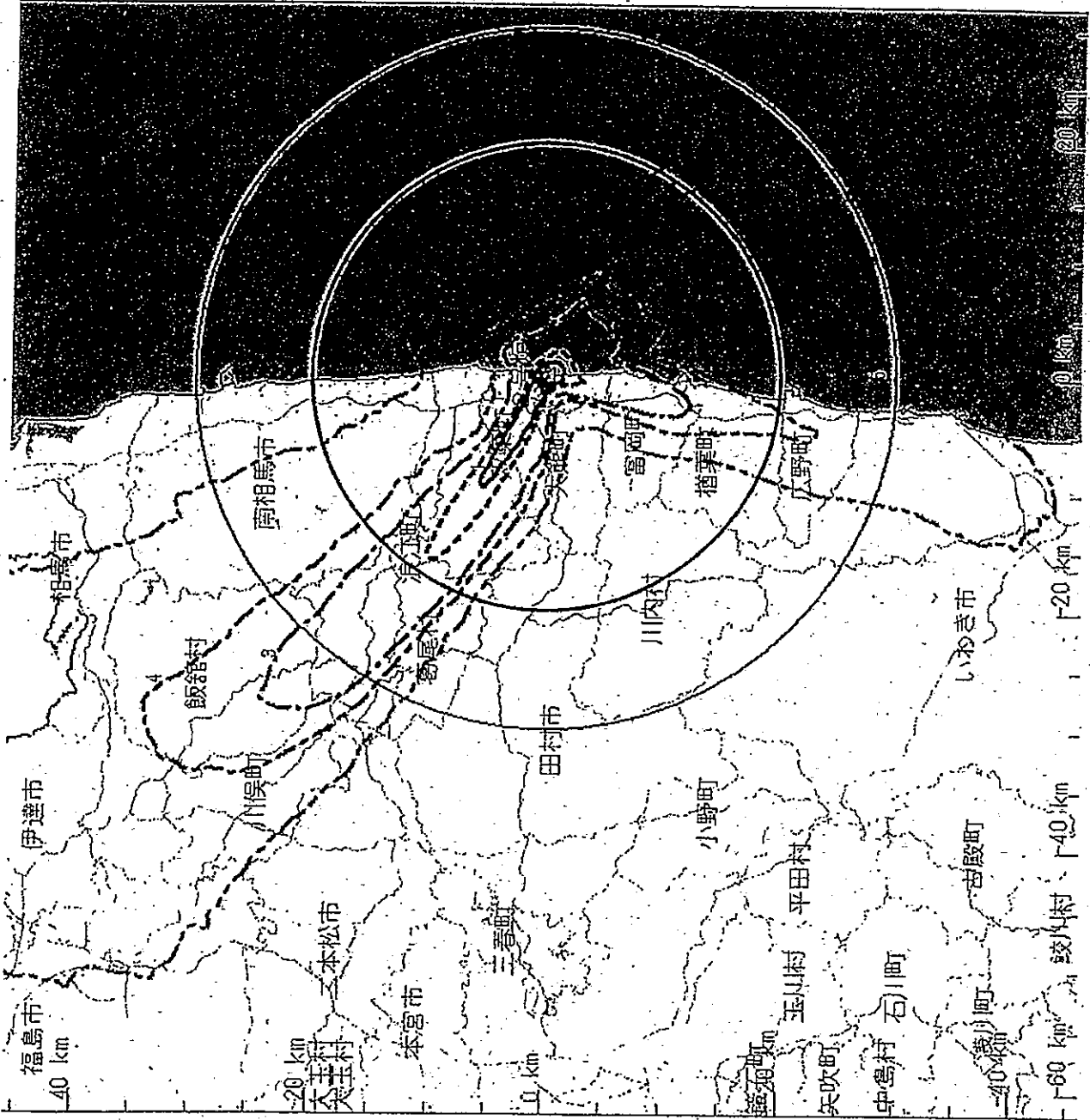
2= 50

3= 10

4= 5

5= 1

← 屋内退避レベル



風速場 (地上高)

日時 = 2011/04/25 13:00

気象データ = G P V + 観測値 (2011/04/25 13:00) まで

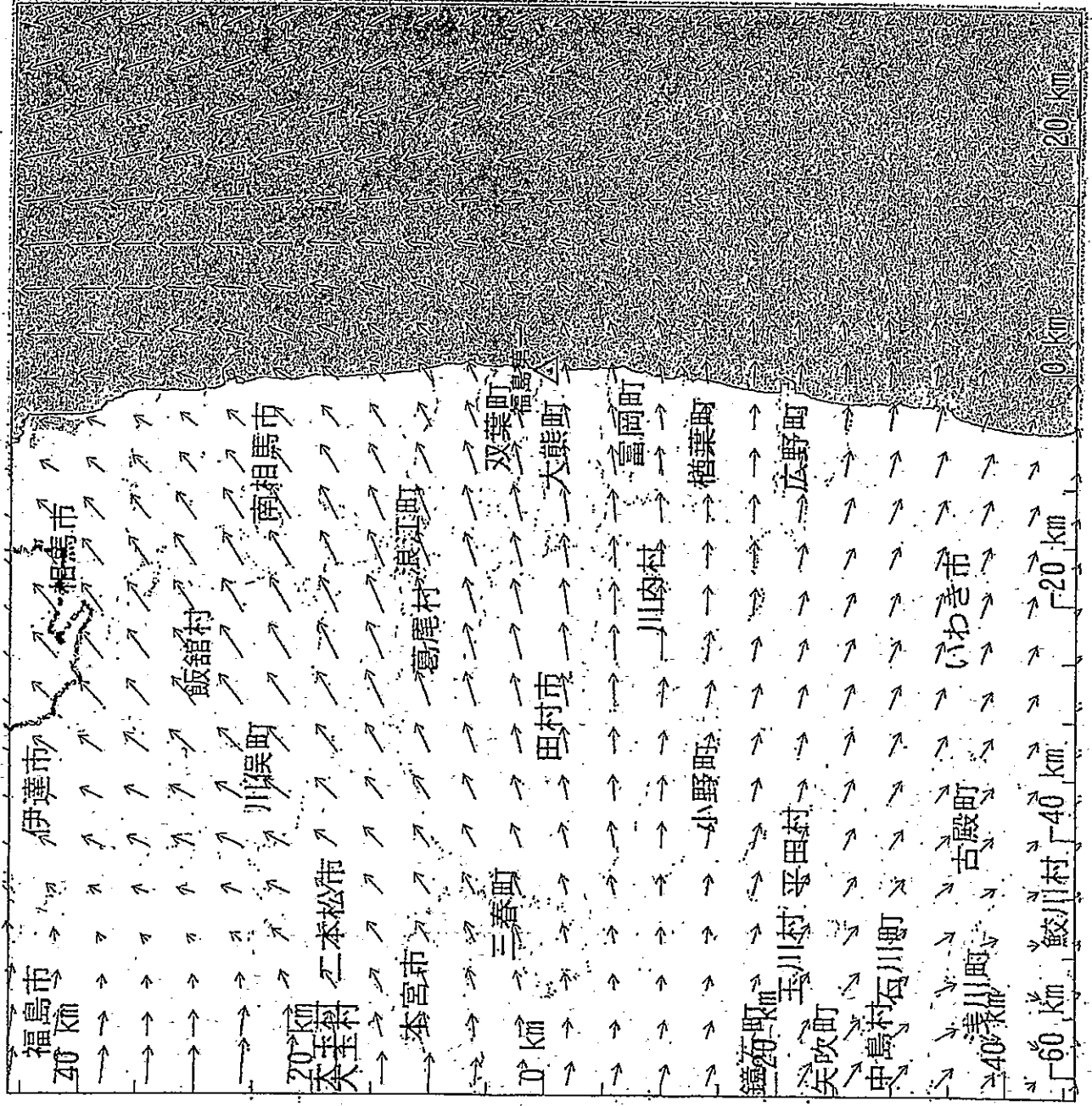
福島第1 広域図

サイト中心 : 141°02'10" - 37°25'12"  
 領域 : 92km X 92km  
 表示高度 = 120.00 m

サイト中心付近の風 : 西南西 5.6 m/s  
 大気安定度 : B型  
 計算モデル名 = PHYSIC  
 計算メッシュ幅 水平方向 = 2.00 km

【凡例】  
 標準風速

10 m/s



参考

1.3 時定期福島1-2号炉

空気吸収線量率

日時 = 2011/04/25 13:00 - 2011/04/25 14:00

気象データ = G P V + 観測値 (2011/04/25 13:00) まで

福島第1 2号炉 広域図

核種名 = 希ガス

放出地点 : 141°02'08" - 37°25'18"

領域 : 92km × 92km

【凡例】

空気吸収線量率等値線 (μGy/h)

1 =  $5.00 \times 10^{-15}$  —————

2 =  $1.00 \times 10^{-15}$  - - - - -

3 =  $5.00 \times 10^{-16}$  —————

4 =  $1.00 \times 10^{-16}$  - - - - -

5 =  $5.00 \times 10^{-17}$  - - - - -

最大線量率 =  $7.22 \times 10^{-15}$  μGy/h

放出地点から (0, 5, 0.3) km (\*印)

計算モデル名 = PRWDA21

使用モデル名 = 通常モデル

【計算条件】

計算メッシュ幅 水平方向 = 1.00 km

放出高 = 10.0m

燃焼度 = 20000 MWD/MTU

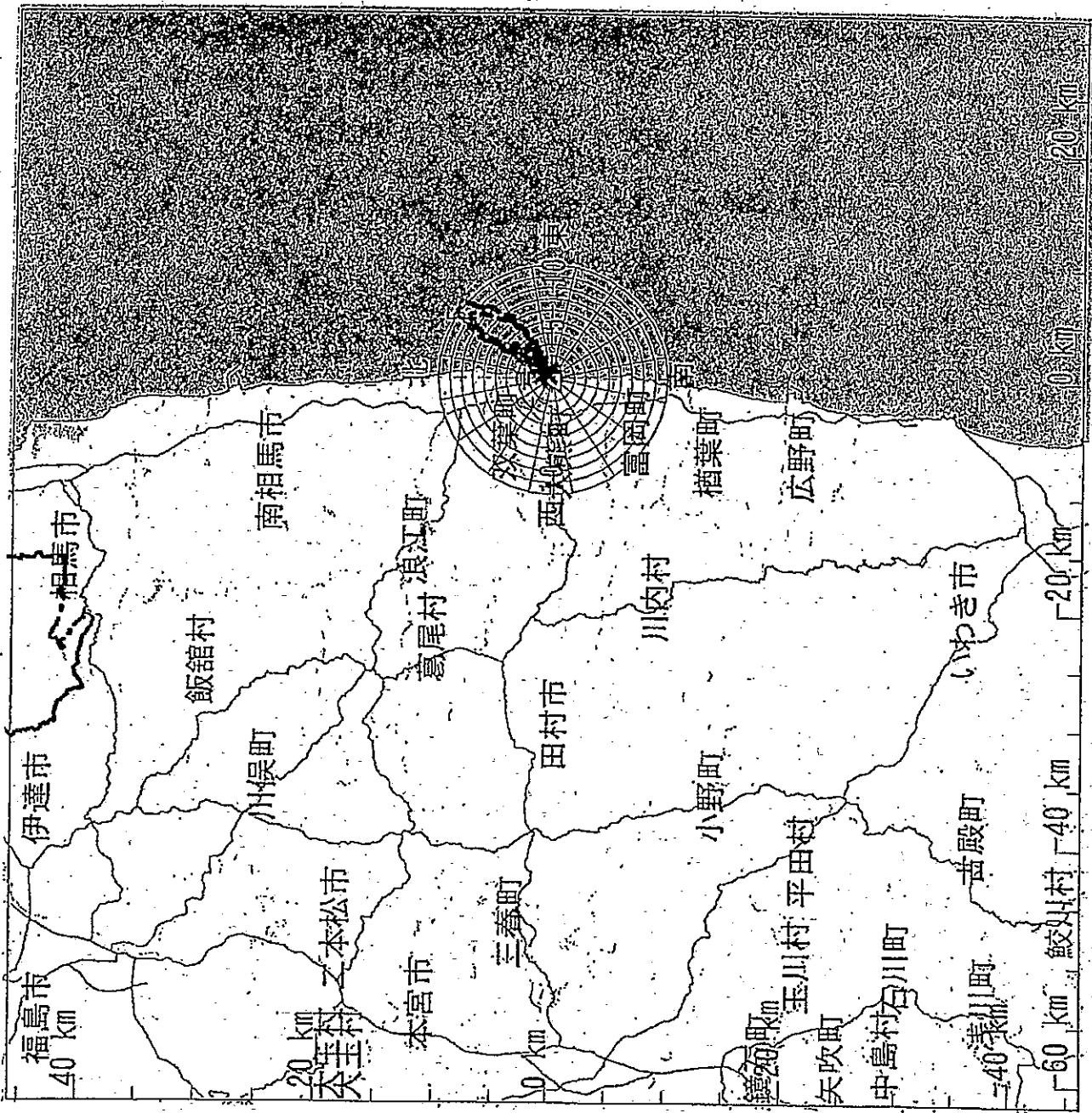
原子炉停止時刻 = 2011/03/11 16:00

放出開始時刻 = 2011/04/25 13:00

放出モード = 単位量放出

放出核種・放出率 (積算) : Bq/h (Bq)

希ガス :  $1.00 \times 10^0$  ( $1.00 \times 10^0$ )



福島第1 2号炉 広域図

大気中濃度 (ヨウ素) (地上高)

日時 = 2011/04/25 13:00 - 2011/04/25 14:00

気象データ = GPV + 観測値 (2011/04/25 13:00) まで

放出地点 : 141° 02' 08" ~ 37° 25' 18"  
 領域 : 92km × 92km  
 表示高度 = 1.00 m

【凡例】

大気中濃度等値線 (Bq/m<sup>3</sup>)

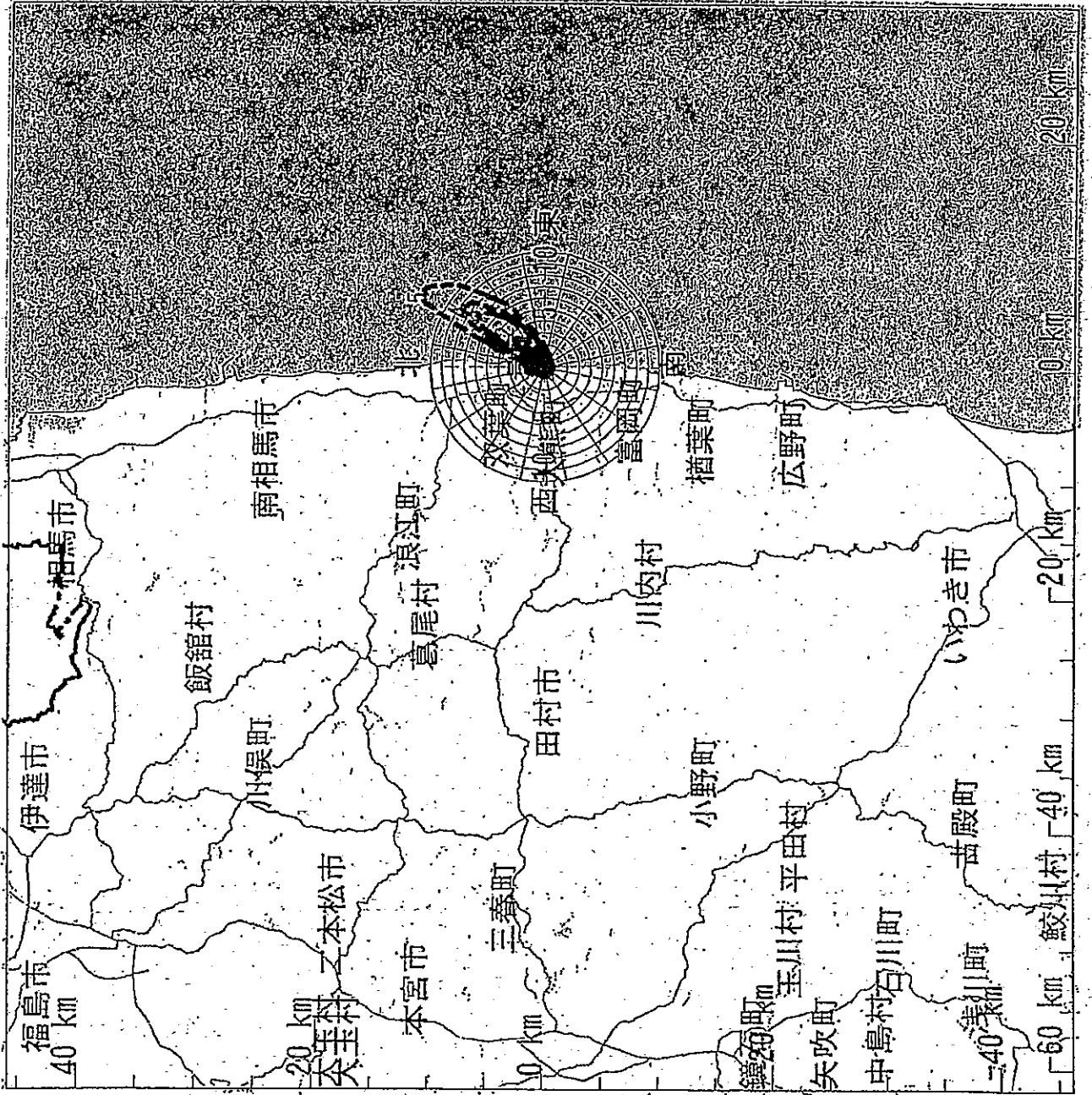
- 1 = 1.00 × 10<sup>-9</sup> —————
- 2 = 5.00 × 10<sup>-10</sup> - - - - -
- 3 = 1.00 × 10<sup>-10</sup> —————
- 4 = 5.00 × 10<sup>-11</sup> - - - - -
- 5 = 1.00 × 10<sup>-11</sup> - - - - -

最大濃度 = 2.71 × 10<sup>-9</sup> Bq/m<sup>3</sup>  
 放出地点から (0.5, 0.3) km (\*印)

計算モデル名 = PRWDA21  
 使用モデル名 = 通常モデル

【計算条件】

- 計算メッシュ幅 : 水平方向 = 1.00 km
- 放出高 = 10.0m
- 燃焼度 = 20000 MWD/MTU
- 原子炉停止時刻 = 2011/03/11 16:00
- 放出開始時刻 = 2011/04/25 13:00
- 放出モード = 単量放出
- 放出核種・放出率 (積算) : Bq/h (Bq)
- ヨウ素 : 1.00 × 10<sup>0</sup> (1.00 × 10<sup>0</sup>)



原子力災害対策本部 御中

「福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて」  
に関する助言

平成23年4月27日  
原子力安全委員会

助言依頼のありました標記の件について、以下のとおり回答します。

- （１）の避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物の当面の取扱いに係る方針については妥当と考えます。
- （２）の避難区域及び計画的避難区域以外における災害廃棄物の処分の方針を決定するに当たっては、廃棄物の種類、発生量、汚染のレベル等を把握した上で、安全評価を行い、その結果を踏まえ、適切な管理方法を決定する必要があると考えます。それまでの間、廃棄物が拡散しないように仮置き場に集積しておき、処分は行わないとの方針については妥当と考えます。



牛の飼育状況の調査依頼（至急）

平成23年3月18日18時40分

原子力安全委員会

川俣町の牛乳から摂取制限以上の放射性ヨウ素濃度が検出されたとの報告を受けました。至急次の点の確認をしていただき、原子力安全委員会へ報告いただきたく依頼いたします。

牛乳の汚染が検出された牛の飼育状況についてお聞きしたい項目

1. 13日午後から現在まで牛を屋外に放牧したことがあるか（有、無）
  - (ア) 牛舎内に牛を留め置いた場合  
外気に対して開け放たれた状態か（開け放たれた状態、閉め切った状態）
2. 飼料は野外の牧草かサイロ内等の飼料か（野外の牧草・サイロ内等の飼料）
  - (ア) サイロ内等の飼料の場合  
外気に触れる状態か（外気に触れる状態、外気に触れない）
3. 牛に与えている水は外気に触れた状態か  
（外気に触れた状態、外気に触れない）

## 除染の基準について

平成23年3月19日

原子力安全委員会

原子力安全委員会は、スクリーニングを行った結果、除染を行う上での基準として、放射線ヨウ素による体表面汚染のスクリーニング基準である  $40\text{Bq}/\text{cm}^2$  に相当する  $13,000\text{cpm}$  (当初は安全側に余裕を見て  $10,000\text{cpm}$ ) を助言している。

### 【厚生労働省】

厚生労働省では、原子力安全委員会の助言に準じて  $13,000\text{cpm}$  を適用している。

### 【福島県】

福島県では、3月14日に県立医科大学の判断で、独自基準である  $13,000\text{cpm}$  を同日以降  $100,000\text{cpm}$  まで上げて対応している。(測定値が  $13,000\text{cpm}$  以上、 $100,000\text{cpm}$  未満の場合は布で拭う等の簡単な除染を実施している。)

### (参考)

原子力安全委員会からは、3月14日に以下の助言を行っているが、福島県では以降  $100,000\text{cpm}$  を基準として適用している。

- ・ GM サーベイメーターによる  $13,000\text{cpm}$  はおよそ表面汚染密度  $40\text{Bq}/\text{cm}^2$  に当たると思われるが、この数値がすべて内部被ばくのヨウ素によるものとする、安定ヨウ素剤投与の基準値となる等価線量約  $100\text{mSv}$  に相当。
- ・ よってスクリーニングの基準値は  $100,000\text{cpm}$  まで上げず、現行のまま  $13,000\text{cpm}$  に据え置いた方が良い。

### 【原子力安全・保安院】

原子力安全・保安院では、3月13日に放射線測定要員への周知事項として、身体及び車体表面の測定値が  $6,000\text{cpm}$  以上であれば除染を実施することとしている。

以上

## 防災業務従事者の安定ヨウ素剤の過剰な服用に対する注意喚起

平成23年3月19日  
原子力安全委員会

防災業務従事者が現場で作業する場合には、安定ヨウ素剤の服用に関し、以下の事項について周知・徹底願います。

○防災業務従事者に対する服用については、以下のとおり。

- ・頻度は1日1回
- ・用量は初日に2錠(ヨウ化カリウム 100mg)、2日目以降は1錠(ヨウ化カリウム 50mg)

○過剰に服用しても有効性は変わらず、健康に重大な副作用を招くおそれもあることから、用量は厳守願います。

以上

屋内退避が実施されている区域にお住まいの方々へ

平成23年3月21日

原子力安全委員会

屋内退避が実施されている区域にお住まいの方々は、以下の点にご注意してください。

内部被ばくの低減について：

屋内に退避することにより内部被ばくを大きく低減することができます。

建物内に外気が入り込まないように、窓を閉め、クーラー・換気扇をつけないように注意してください。また、次の点にご注意ください。

- 外出は極力控えること。(下記の外部被ばくの注意事項参照してください。)
- 特に、内部被ばく低減のため次の点にご注意ください。
- 家庭菜園で作られた葉菜類は、できるだけ食べることを控えてください。
- 井戸水、河川水、雨水は飲料には用いない。
- 蛇口からの上水は行政機関から摂取制限がなければ、飲用に供しても問題はない。
- 市場に出回っている食品は、行政機関からの摂取制限が無い限り、飲食をしても問題はない。

外部被ばくの低減について：

建物のガンマ線に対する遮蔽効果により屋内に退避することによりかなりの量の被ばく低減となります。

- 外出は極力控えるようにしてください。

やむをえず外出する場合には以下の点にご注意ください。

- 短時間にすること。
- 移動は徒歩より車が望ましい。
- マスクをする。
- 肌を出さないように、長袖を着る。
- 雨に濡れないようにする。(雨に濡れた場合には、水道水で洗浄する。水道水が使えない場合にはタオルで濡れた部分を拭く。使ったタオル、濡れた衣服、靴はビニール袋に入れて保管する)

避難又は屋内退避が実施されている区域以外にお住まいの方々へ

平成23年3月21日

原子力安全委員会

1. 避難又は屋内退避が実施されている区域外においても、大気中に若干の放射性物質が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありませんので、被ばくに特段の注意を払う必要はありません。
2. また、これまで報告された数値を見る限り、規制値以上の放射性物質が検出された食品を摂取し続けても直ちに健康に影響を及ぼすものではありません。ただし、規制値を超える状態が長く継続することは好ましくないため、出荷制限措置がとられます。したがって、規制値以上の食品は、市場では流通していません。  
なお、規制値以下であっても野菜などに付着した放射性物質がご心配な方は、水洗いをしたり、外皮を取ったりすることをお勧めします。
3. 避難又は屋内退避が実施されている区域外で、食品の出荷制限がされている区域がありますが、それは、下記のとおり両者の区域の設定基準が異なるためです。したがって、避難や屋内退避の必要はなく、普段どおりの生活をしていただいても問題ありません。ただし、家庭菜園で作られた葉菜類は、できるだけ食べることを控えてください。
  - ・ 出荷制限は、放射性物質が付着した食品を市場に流通することを停止することにより、このような食品を飲食して放射性物質を体内に取り込むことを防止するためのもの。
  - ・ 一方、避難や屋内退避については、放射性物質からの外部被ばくや呼吸により空気中に浮遊する放射性物質を取り込むことを防止するためのもの。
  - ・ 飲食により体内に放射性物質を取り込む方が身体への影響が大きいため、食品の出荷制限の基準の方が、退避や屋内退避の基準よりも厳しい。

避難・屋内退避区域外にお住いの皆様へのQ & A

平成 23 年 3 月 22 日

原子力安全委員会

問1. 雨に濡れてしまいましたが、健康に影響があるのですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、雨に濡れても健康に影響を及ぼすレベルではありません。気になるようでしたら、頭髮、皮膚はシャワーなどで洗い流し、濡れた衣服は洗濯してください。

問2. どのくらい雨に濡れたら健康に影響があるのですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、雨に濡れても健康に影響を及ぼすレベルではありません。

問3. 子どもや妊婦についても大丈夫なのですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、放射線への感受性が高い子供や胎児に対しても健康に影響を及ぼすレベルではなく、妊娠を継続することについては問題ないと思われま

問4. 外出先で傘等の雨具がなく雨に濡れてしまったので心配です。

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、雨に濡れても健康に影響を及ぼすレベルではありません。気になるようでしたら、頭髮、皮膚はシャワーなどで洗い流し、濡れた衣服は洗濯してください。

問5. 雨に濡れた髪の毛はどうしたらいいですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、雨に濡れても健康に影響を及ぼすレベルではありません。気になるようでしたら、髪をシャワーなどで洗い流してください。

問6. 洗髪した水はそのまま流してもいいのですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありません。洗髪した水はそのまま流しても大丈夫です。

問7. 雨に濡れた服を洗濯したいのですが、そのまま排水してもいいですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、雨に濡れた衣服の洗濯排水はそのまま流しても大丈夫です。

問8. カバンやスーツなど、洗えないものが雨に濡れてしまいました。どうしたらいいですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありません。気になるようでしたら、タオルなどで拭取ってください。使ったタオルは洗濯していただければその後の使用に問題はありません。

問10. 雨に濡れた傘や雨具はどうしたらいいですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、傘や雨具はそのまま再度使用しても問題ありません。

問11. 車や自転車が雨に濡れたのですが、そのまま使用して大丈夫ですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、そのまま使用しても問題ありません。

問12. 雨水をトイレなどで使っているのですが大丈夫ですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありません。トイレなどの雑排水に使用しても問題ありません。

問13. ペットが外で雨に濡れてしまったけど、どうしたらいいですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありません。したがって、ペットが雨に濡れても問題はありません。気になるようでしたら、タオルで拭取るか、シャワーなどで体を洗い流してあげてください。

問14. ベットが水たまりで水を飲んでしまったけど、心配ないですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、水たまりの水を飲んだとしても健康に影響を及ぼすレベルではありません。

問15. 雨が降った頃から（発表されている）線量測定結果が高くなりましたが、それでも本当に大丈夫なのですか？

答. 雨に含まれた微量の放射性物質が地面に残るため、降雨後はその場所の線量が高くなる場合がありますが、現在観測されている線量は、健康に影響を及ぼすレベルではありません。

問16. 今後、水道水や農作物中の放射能がもっとあがるのではないですか？

答. 今後の風向きや雨によっては、放射能レベルが高くなる場合があります。知事等から出荷や摂取の制限が出されるまでは、特段注意を払う必要はありません。

問17. 井戸水を使っているのですが、飲んでも心配ないですか？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありません。

問18. 家で野菜を作っているのですが、食べても平気ですか？

答. 出荷制限区域外の地域において、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありません。気になる方は、よく水洗いしてください。

出荷制限区域内においては、家庭菜園で作られた葉菜類（出荷制限品目）はできるだけ食べることを控えてください。

問19. 出荷制限品目以外の葉菜類は食べても大丈夫ですか？

答. 出荷制限品目以外の葉菜類は食べても問題ありません。

問20. 出荷制限品目の葉菜類を食べてしまいました。大丈夫ですか？

答. 1年間食べ続けた場合を想定して制限値を決めています。1、2週間食べ続けても問題ありません。



問21. 心配なので被ばく検査を受けたいのですが？

答. 避難・屋内退避区域外の地域においても、微量な放射能が検出されている地域がありますが、健康に影響を及ぼすレベルではありませんので、被ばく検査を受ける必要はありません。

問22. ヨウ素剤を服用する必要はありますか？

答. 現時点において、ヨウ素剤を服用する必要はありません。今後、災害対策本部等からの情報によく注意し、その指示に従ってください。

問23. どこに問い合わせたらいいですか？

答. 文部科学省、放射線医学総合研究所が皆様のご心配にお応えしております。以下の連絡先に問い合わせてください。

文部科学省

健康相談ホットラインの開設（福島原子力発電所の周辺にお住まいの皆様へ）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/03/1303849.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303849.htm)

健康相談ホットライン 0120-755-199

※なお、具体的な除染方法等については、以下の窓口までご相談ください。

被ばく医療健康相談ホットライン 090-5582-3521

090-4836-9386

080-2078-3308

090-7408-1074

090-8591-0735

080-2078-3307

放射線医学総合研究所

<http://www.nirs.go.jp/information/info.php?i6>

(以上)

避難指示区域及び屋内退避指示区域における家畜の飼養管理について

原子力安全委員会

1-①-i)

- ・ 20～30km圏内で家畜の飼養について、飼料や飲料水の供給について、別添通知の他に注意すべき事項があるか。

(答)

1. 飼料や飲料水の供給について、別添通知の他に、特に注意すべき事項はない。

1-①-ii)

- ・ 20～30km圏内で家畜の飼養について、作業者の着衣や作業時間の上限、手洗い等について、注意すべき事項はあるか。

(答)

1. 通常の長袖作業衣で、手袋、帽子等を着用することにより、体表面の露出箇所を可能な限り少なく抑えた装備とすることが望ましい。
2. マスクとしては、花粉対策用のマスクを着用することが望ましい。
3. 作業時間は可能な限り短縮させることが重要である。
4. できるだけ雨に濡れないようにすること。  
雨に濡れても健康に影響を及ぼすレベルではありません。気になるようでしたら、頭髪、皮膚はシャワーなどで洗い流し、濡れた衣服は洗濯すること。

1-②

- ・ 資料を搬入するトラック等について、30km境界の出入りの際に注意すべき事項はあるか。

(答)

1. 特に注意すべき事項はないが、トラックにはホローなどを掛け、埃が荷台に蓄積することを避けることが望ましい。

1-③

- ・ 別添通知に即して、原発事故前に収穫した牧草で畜舎内で飼養され、わき水や流水の使用を避け貯水槽に蓋をするなど、放射性物質の摂取が抑制された管理をされている家畜については、30km圏外と同様に食肉や鶏卵を出荷かしてよいと考えて差し支えないか。

(答)

- 1 出荷制限については、厚生労働省において食品衛生法に基づき実施しているため、具体的な規制については、厚生労働省に確認願いたい。

1-④

- ・ 2.0～3.0km圏内で家畜の飼養について、死亡した家畜の処理如何。

(答)

- 1 通常通りの埋却またはレンダリング処理で問題はない。

2-①

- ・ 2.0～3.0km圏から家畜を他地域(3.0km圏外)に移送して差し支えないか。

(答)

- 1 畜舎内において屋内退避と同様の管理をしている場合は、特段のスクリーニングは必要ありませんが、放牧等屋外にいる状況と同様である場合はスクリーニングを行うこと。その際に、スクリーニング基準 100,000cpmを超える場合は除染を行い、基準を下回ってから他地域へ移送すること。

2-②

- ・ 2.0～3.0km圏の家畜を3.0km圏外へ避難させるために、搬出作業者の着衣や作業時間について、どのような注意をすればよいか。

(答)

- 1 2.0～3.0km圏内で一般的な野外作業を行う場合の注意事項と同様である。

2-③

- ・ 家畜の運搬には、トラックの荷台に格子の檻を据え付けたような家畜運搬車を使用するのが一般的であるが、車両についてどのような注意をすればよいか。2.0～3.0km圏内を走行する車両についての一般的な注意事項を踏まえてご教示願います。

平成23年4月27日

原子力災害対策本部 殿

原子力安全委員会

「母乳中の放射性物質の指標値等に関する考え方」に対する  
助言について（回答）

平成23年4月26日付けで助言依頼のありました件に対し、以下のとおり回答します。

「母乳中の放射性物質の指標値等に関する考え方」における母乳中の放射性物質の指標値については、「原子力施設等の防災対策について（昭和55年6月（平成22年8月一部改訂）原子力安全委員会）」に定めた、原子力災害対策本部等が飲食物の摂取制限措置を講ずることが適切であるか否かの検討を開始するめやすとして示した牛乳・乳製品の飲食物摂取制限に関する指標である放射性ヨウ素が $3 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上、放射性セシウムが $2 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上であることを踏まえて、厚生労働省において定めること。

以上

平成23年4月10日

技術的助言に関する事務処理について

原子力安全委員会事務局

内閣官房より、原子力安全委員会に対する技術的助言に関する要請（原子力災害対策特別措置法に基づくものを除く）については、原子力安全委員会が助言すべきか否か精査して対応すべきとの指示がありました。

については、原子力安全委員会に対する技術的助言に関する要請については、原子力安全委員等による精査を行った上で、さらに、内閣官房と相談し、取り組むこととします。

今後、以下のような助言要請については、原子力安全委員会として改めて助言しないこともありますので、ご注意ください。

- ・ 原子力安全の確保に関する事項と直接的な関係の無い要請
- ・ 既に行った助言等から容易に類推可能である要請
- ・ 各省庁がその所掌に基づき自ら判断すべき事項に係る要請
- ・ その他、原子力安全委員会の放射線・放射性物質等に関する知見を活用する観点からは相応しくないと考えられる要請

以上